

平成25年第2回（6月）定例会

つがる市議会会議録

平成25年6月3日 開会

平成25年6月17日 閉会

つがる市議会

平成25年第2回つがる市議会 定例会会議録目次

第 1 号 (6月3日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に出席した者の職氏名	5
開会、開議宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
報告第2号～諮問第1号の上程、提案理由の説明	6
・報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (平成24年度つがる市一般会計補正予算(第9号))	
・報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (平成24年度つがる市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号))	
・報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (平成24年度つがる市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号))	
・報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (平成24年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算(第5号))	
・報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (平成24年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))	
・報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (平成24年度つがる市介護保険特別会計補正予算(第5号))	
・報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (つがる市税条例の一部を改正する条例)	
・報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (つがる市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改 正する条例)	
・報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件	

(つがる市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)

- ・報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

(つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

- ・報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

(つがる市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)

- ・報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

(平成24年度つがる市継続費繰越計算書)

- ・報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

(平成24年度つがる市繰越明許費繰越計算書)

- ・報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

(平成24年度つがる市事故繰越し繰越計算書)

- ・議案第52号 つがる市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例案
- ・議案第53号 つがる市空き家等の適正管理に関する条例案
- ・議案第54号 つがる市職員の修学部分休業に関する条例案
- ・議案第55号 平成25年度つがる市一般会計補正予算（第2号）案
- ・議案第56号 平成25年度つがる市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）案
- ・議案第57号 平成25年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
- ・議案第58号 平成25年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第1号）案
- ・議案第59号 筒木坂財産区管理委員の選任につき同意を求めるの件
- ・議案第60号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- ・議案第61号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- ・諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件

散会の宣告..... 9

第 2 号 (6月6日)

議事日程..... 1 1

本日の会議に付した事件..... 1 1

出席議員..... 1 2

欠席議員..... 1 2

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名..... 1 3

職務のため議場に出席した者の職氏名	1 4
開議宣告	1 5
一般質問	1 5
12番 成田克子議員	1 5
4番 長谷川榮子議員	1 8
7番 佐藤孝志議員	2 6
16番 佐々木慶和議員	3 0
8番 長谷川 徹議員	3 5
22番 松橋勝利議員	3 9
散会の宣告	4 4

第 3 号 (6月7日)

議事日程	4 5
本日の会議に付した事件	4 6
出席議員	4 7
欠席議員	4 7
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4 8
職務のため議場に出席した者の職氏名	4 9
開議宣告	5 0
一般質問	5 0
9番 三上 洋議員	5 0
21番 伊藤良二議員	5 6
総括質疑	6 5
予算特別委員会の設置	6 5
議案等委員会付託	6 5
請願の件	6 5
散会の宣告	6 5

第 4 号 (6月17日)

議事日程	6 7
本日の会議に付した事件	6 7
出席議員	6 8
欠席議員	6 8

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	69
職務のため議場に出席した者の職氏名	70
開議宣告	71
予算特別委員長審査報告、討論、採決	71
総務常任委員長審査報告、討論、採決	72
教育民生常任委員長審査報告、討論、採決	73
建設常任委員長審査報告、討論、採決	74
議案第53号の説明、質疑、討論、採決	75
・議案第53号 つがる市空き家等の適正管理に関する条例案	
議案第59号の説明、質疑、討論、採決	80
・議案第59号 筒木坂財産区管理委員の選任につき同意を求めるの件	
諮問第1号の説明、質疑、討論、採決	82
・諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件	
日程の追加	83
議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
・議案第62号 つがる市職員の給与の臨時特例に関する条例案	
閉会の宣告	85
署名	87

第 1 号

平成 2 5 年 6 月 3 日 (月曜日)

平成25年第2回つがる市議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成25年 6月 3日（月曜日）午前10時開会、開議

1 開会、開議宣告

1 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（平成24年度つがる市一般会計補正予算（第9号））

報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（平成24年度つがる市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））

報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（平成24年度つがる市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））

報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（平成24年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算（第5号））

報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（平成24年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））

報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（平成24年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第5号））

報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（つがる市税条例の一部を改正する条例）

報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（つがる市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）

報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（つがる市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）

報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（つがる市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産の特別措

- 置に関する条例の一部を改正する条例)
- 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(平成24年度つがる市継続費繰越計算書)
- 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(平成24年度つがる市繰越明許費繰越計算書)
- 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(平成24年度つがる市事故繰越し繰越計算書)
- 議案第52号 つがる市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例案
- 議案第53号 つがる市空き家等の適正管理に関する条例案
- 議案第54号 つがる市職員の修学部分休業に関する条例案
- 議案第55号 平成25年度つがる市一般会計補正予算(第2号)案
- 議案第56号 平成25年度つがる市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)案
- 議案第57号 平成25年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案
- 議案第58号 平成25年度つがる市介護保険特別会計補正予算(第1号)案
- 議案第59号 筒木坂財産区管理委員の選任につき同意を求めるの件
- 議案第60号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 議案第61号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（23名）

1番	成田昭司	2番	佐々木敬藏	3番	松橋博秋
5番	成田博	6番	木村良博	7番	佐藤孝志
8番	長谷川徹	9番	三上洋	10番	野呂司
11番	天坂昭市	12番	成田克子	13番	小笠原忍
14番	村上秀徳	15番	佐々木直光	16番	佐々木慶和
17番	平川豊	18番	齊藤進	19番	齊藤幸洋
20番	山本清秋	21番	伊藤良二	22番	松橋勝利
23番	白戸勝茂	24番	高橋作藏		

欠席議員（1名）

4番 長谷川榮子

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	福 島 弘 芳
副 市 長	佐 藤 昭 三
教 育 長	葛 西 岷 輔
総 務 部 長	山 口 修 一
財 政 部 長	倉 光 弘 昭
民 生 部 長	鎌 田 常 芳
福 祉 部 長	境 宏
経 済 部 長	成 田 一 司
建 設 部 長	相 馬 英 紀
会 計 管 理 者	川 嶋 久 利
総 務 部 次 長	柳 生 敏 雄
財 政 部 次 長	三 上 保 男
民 生 部 次 長	三 上 秀 敏
福 祉 部 次 長	葛 西 彰 憲
経 済 部 次 長	佐々木 錦 司
建 設 部 次 長	新 岡 秀 行
教育委員会委員長	成 田 悦 雄
選挙管理委員会委員長	成 田 照 男
農業委員会会長	山 本 康 樹
監 査 委 員	長谷川 勝 則
教育委員会部長	野 呂 金 弘
選挙管理委員会事務局長	田 村 文 英
農業委員会事務局長	高 橋 寿
監査委員事務局長	三 上 修 司
消 防 長	小 野 裕
稲垣出張所長	成 田 柳 二
車力出張所長	工 藤 輝 美

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局 長	小林 忠
事務局 次長	佐藤 廣文
総務係 長	三上 眞理子
議事係 長	葛西 隆志

◎開会、開議宣告

○議長（山本清秋君） ただいまの出席議員数は23名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第2回つがる市議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本清秋君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により5番、成田博議員、6番、木村良博議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（山本清秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、お手元に配付の会期の予定表のとおり、本日から6月17日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月17日までの15日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（山本清秋君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会の説明員は、市長、副市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長、監査委員並びにその委任を受けた職員といたします。

監査委員から例月出納検査の平成24年度1月から3月分の報告書が提出されましたので、その写しを配付しております。

次に、節電対策のため6月から9月までの市議会の会議においてはクールビズを導入することとし、服装はノーネクタイで上着を着用といたしますが、会議中は自由に上着を脱ぐことを許可します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎報告第2号～諮問第1号の上程、提案理由の説明

○議長（山本清秋君） 日程第4、報告第2号から議案第61号並びに諮問第1号までの計25件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長（福島弘芳君） おはようございます。本日ここに、平成25年第2回つがる市議会定例会の開会に当たり、上程されました議案の主なるものについてその概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

本定例会に提出いたしました案件は、報告など14件、条例案3件、予算案4件、人事案1件、その他の案件2件、諮問1件の合わせて25件であります。

まず、報告等についてご説明申し上げます。

報告第2号から報告第7号までは、専決処分した平成24年度一般会計及び特別会計にかかわる補正予算であり、いずれも歳入歳出全般にわたり決算見込み等に基づく予算額の補正を行ったものであります。

その主なるものとして、報告第2号「平成24年度つがる市一般会計補正予算（第9号）」は、市たばこ税、地方消費税交付金、特別交付税等の歳入額の確定並びに各種事務事業費の精査に伴い、歳入歳出予算額について所要の補正を行ったところであります。その結果、平成24年度つがる市一般会計の予算規模は、既決予算に4億3,652万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を236億8,230万円としたものであります。

なお、報告第3号から報告第7号までの平成24年度各特別会計補正予算5件につきましては、予算特別委員会での審議の際に詳細にご説明申し上げます。

次に、報告第8号から報告第12号までの専決処分した改正条例についてご説明申し上げます。

報告第8号「つがる市税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部改正に伴い、延滞金、還付加算金の利率等について所要の改正をしたものであります。

報告第9号「つがる市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例」は、半島振興法に係る省令の一部改正に伴い、固定資産税の不均一課税が適用される期間の延長などについて所要の改正をしたものであります。

報告第10号「つがる市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例」は、過疎地域自立促進特別措置法に係る省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除が適用される期間の延長等について所要の改正をしたものであります。

報告第11号「つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減措置について所要の改正をしたものであります。

報告第12号「つがる市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に

関する条例の一部を改正する条例」は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に係る省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除が適用される基本計画同意日の延長について所要の改正をしたものであります。

いずれの条例改正につきましても、関係法令が平成25年3月31日に公布され、一部を除き同年4月1日から施行されることになったことに伴い、早急に措置する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本職において専決処分いたしましたものであります。

次に、条例案についてご説明申し上げます。条例案については、議案第52号から54号までの3件を提案いたしております。

議案第52号「つがる市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例案」は、施設の設置目的及び指定管理者制度の導入について所要の改正を行うものであります。

議案第53号「つがる市空き家等の適正管理に関する条例案」は、市内に所在する空き家などの管理の適正化を図ることにより、生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とした条例を制定するものであります。

議案第54号「つがる市職員の修学部分休業に関する条例案」は、地方公務員法の規定に基づき、職員が公務執行能力向上を図るため、大学などの教育施設での修学について部分休業を可能とする条例を制定するものであります。

次に、予算案についてご説明申し上げます。予算案については、議案第55号から議案第58号までの4件を提案いたしております。

その主なるものとして、議案第55号「平成25年度つがる市一般会計補正予算（第2号）案」についてご説明いたします。今補正予算は、当初予算に見込めなかった経費、緊急を要する経費並びに人事異動に伴い人件費の組み替え等について所要の予算措置を講ずることとしたほか、市道整備事業などにかかわる地方債の補正をするものであります。その結果、平成25年度つがる市一般会計の予算規模は、既決予算に4,851万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を220億6,101万4,000円としたものであります。

以下、歳出における計上の主なるものについて、款を追いご説明いたします。

総務費においては、宝くじの社会貢献広報事業であるコミュニティ助成事業の交付決定により、当該補助金について既計上額の調整として640万円を減額しました。また、下牛潟町内会の集会施設改修事業に要する経費について100万円の補助金を計上いたしました。

民生費においては、つがる市社会福祉協議会に対する補助金について所要の見直しを行った結果、1,932万円を追加計上することとしました。また、児童福祉対策として、保護者の子育てと就労を支援するため、病後等の児童を一時的に預かる病後児保育事業の委託料470万円を計上いたしました。

農林水産業費においては、十三湖密漁監視事業に要する経費について55万円の補助金を計上いた

しました。

土木費においては、社会資本整備総合交付金事業として市道稲盛芦沼線の整備にかかわる測量設計業務委託料1,633万4,000円を計上いたしました。

消防費においては、宝くじの社会貢献広報事業の一環である地域防災組織育成助成事業として、稲垣地区の繁田自主防災会が実施する防火、防災用資機材の整備に要する経費について200万円の補助金を計上いたしました。

教育費においては、森田体育センターの改修費として668万3,000円を計上いたしました。

以上が歳出予算の概要であります。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。補正予算の主なる財源といたしましては、歳出との関連における国、県支出金、諸収入、市債についてそれぞれ所要額の補正を行うとともに、今般東日本大震災被災団体への人的支援として、宮城県岩沼市へ派遣した職員の人件費にかかわる納付金381万円を計上したほか、財政調整基金から2,765万1,000円を繰り入れすることにより、全体の補正額の調整を図ったところであります。

このほか、議案第56号から議案第58号までの平成25年度各特別会計補正予算案並びに議案第59号から諮問第1号までの人事案等につきましては、ご審議の際に詳細にご説明申し上げます。

以上をもちまして、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職を初め関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。何とぞ慎重にご審議の上、原案どおり承認、議決並びに同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（山本清秋君） 提案理由の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（山本清秋君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

4日と5日は議案熟考のため休会であります。6日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

（午前10時18分）

第 2 号

平成 2 5 年 6 月 6 日 (木曜日)

平成25年第2回つがる市議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成25年 6月 6日（木曜日）午前10時開議

1 開議宣告

1 議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（23名）

1番	成田昭司	2番	佐々木敬藏	3番	松橋博秋
4番	長谷川榮子	5番	成田博	6番	木村良博
7番	佐藤孝志	8番	長谷川徹	9番	三上洋
10番	野呂司	11番	天坂昭市	12番	成田克子
13番	小笠原忍	14番	村上秀徳	15番	佐々木直光
16番	佐々木慶和	18番	齊藤進	19番	齊藤幸洋
20番	山本清秋	21番	伊藤良二	22番	松橋勝利
23番	白戸勝茂	24番	高橋作藏		

欠席議員（1名）

17番 平川 豊

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	福 島 弘 芳
副 市 長	佐 藤 昭 三
教 育 長	葛 西 岷 輔
総 務 部 長	山 口 修 一
財 政 部 長	倉 光 弘 昭
民 生 部 長	鎌 田 常 芳
福 祉 部 長	境 宏
経 済 部 長	成 田 一 司
建 設 部 長	相 馬 英 紀
会 計 管 理 者	川 嶋 久 利
総 務 部 次 長	柳 生 敏 雄
財 政 部 次 長	三 上 保 男
民 生 部 次 長	三 上 秀 敏
福 祉 部 次 長	葛 西 彰 憲
経 済 部 次 長	佐々木 錦 司
建 設 部 次 長	新 岡 秀 行
教育委員会委員長	成 田 悦 雄
選挙管理委員会委員長	成 田 照 男
農業委員会会長	山 本 康 樹
監 査 委 員	長谷川 勝 則
教育委員会部長	野 呂 金 弘
選挙管理委員会事務局長	田 村 文 英
農業委員会事務局長	高 橋 寿
監査委員事務局長	三 上 修 司
消 防 長	小 野 裕
稲垣出張所長	成 田 柳 二
車力出張所長	工 藤 輝 美

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局 長	小林 忠
事務局 次長	佐藤 廣文
総務係 長	三上 眞理子
議事係 長	葛西 隆志

◎開議宣告

○議長（山本清秋君） ただいまの出席議員数は23名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（山本清秋君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。質問については、答弁を含めて1時間以内であります。また、会議規則第64条において準用する会議規則第56条の規定により、質問の回数は3回までとします。

◇ 成 田 克 子 君

○議長（山本清秋君） 通告順に質問を許します。

第1席、12番、成田克子議員の質問を許します。

12番、成田議員。

〔12番 成田克子君登壇〕

○12番（成田克子君） 皆様、おはようございます。第1席を賜りました芳政会の成田克子でございます。本県御出身の冒険家、三浦雄一郎さんのエベレスト登頂成功を心からお祝い申し上げます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

子供への虐待がとどまることを知らず、平成23年度の児童虐待相談窓口対応件数が5万9,862件と大幅な増加となっております。そこで、本市の児童虐待への取り組みについて3点ほどお伺いいたします。

まず初めに、我が国では平成12年に初めて児童虐待の防止に関する法律が成立し、以後数回にわたる改正を経て、現在の児童虐待防止法並びに児童福祉法が施行されております。それによりますと、児童の安全確認のための立ち入り調査の強化、通告義務の範囲の拡大、要保護児童対策地域協議会の設置等につき、平成23年にも児童福祉法と民法の一部を改正し、追加されたのは、虐待のおそれのある親には親権を最長で2年間停止できる制度を新設し、児童を保護する施設長らの権限を親権よりも優先させるとしたものです。しかしながら、今なお児童虐待によって幼い子供の死亡件数は高い水準で推移している現状であります。平成15年の第1次調査から平成21年までの統計では、親子心中によるものは267名で、虐待死は361人に上り、とうとい命が奪われております。平成22年の虐待死は51名ですが、このうちゼロ歳の23名はいずれもその日のうちに実母によって命を絶たれております。児童虐待には身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（養育放棄）、心理的虐待がありま

すが、本市の児童虐待の現状と防止対策についてお伺いいたします。

2点目といたしましては、各市町村単位では子供を守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の設置も進んでおりますが、本市でも設置されておられるのか、設置されているのであれば委員の人数とどのような方々で構成されているのかお伺いいたします。

3点目では、児童虐待防止ホットラインの相談窓口の設置を提言いたします。中高校生の非行が急増していることから、事件発生の芽が全くないわけではありません。望まない妊娠をした若い母親が親にも誰にも相談できずに悩んでいるケースも多いとのこと。保健師さんによる相談しやすい支援体制を整備すべきと考えますが、いかがなものでしょうか。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（山本清秋君） 答弁を求めます。

福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長（福島弘芳君） おはようございます。成田議員の質問にお答えいたします。

つがる市の児童虐待、これの現状でございますけれども、平成24年度に児童虐待にかかわる相談が3件ございました。3件ともネグレクト、いわゆる養育放棄、怠慢、これにかかわるものであります。そのうち2件は助言指導を行いまして、現在は終結しております。残り1件は継続指導となっている現状でございます。そしてまた、防止対策でございますけれども、乳児家庭全戸訪問を活用しながら、生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を保護司が家庭訪問して、さまざまな不安や悩みを聞き、そして子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行ってございます。また、つがる市には地域子育てセンターを3施設設置しております、子育ての交流の場、あるいはまた育児相談などを通じながら虐待の未然防止に努めてございます。そして、11月には児童虐待防止推進月間となっております、広報つがるに掲載しながら啓発、啓蒙を図ってまいりたいというふうに思っております。

ほかの質問につきましては担当部長のほうから答弁させます。

以上です。

○議長（山本清秋君） 境福祉部長。

○福祉部長（境 宏君） 私のほうから成田議員の質問、2点目、3点目について答弁させていただきます。

2点目の子供を守る地域ネットワーク、この設置とその委員の人数、それから構成メンバーというご質問でございますが、市においてはつがる市子どもの幸せ推進協議会という名称で、平成19年の4月に設置しております。そしてまた、この協議会では要保護児童の早期発見やその支援について対応してございます。委員の人数ですが、10名で構成されております。メンバーは民生委員、児童委員、それから主任児童委員、保健師のほか、幼稚園、保育園、教育委員会、警察署、保健所、

児童相談所の代表で構成されております。なお、この推進協議会の中には福祉課、健康推進課、あるいは児童相談所、教育委員会の指導課、ケースによりましては警察、学校の担当で構成する実務者会議を設けておりまして、ここでは平成23年度では4回、昨年平成24年度では2回開催して、要保護児童の情報を共有するとともに支援策について講じております。

3点目の子供虐待ホットラインでございますが、これは県内6児童相談所に設置されております。直接児童相談所への相談は24時間のフリーダイヤルで対応してございます。また、市の福祉課を窓口として、五所川原児童相談所への相談も受け付けております。また、中学生や高校生が望まない妊娠をしてしまった場合でございますが、市の健康推進課、あるいは五所川原保健所に相談していただければ、その後の対応については保健師が適切な助言を行っていきます。また、出産はしたものの、母親あるいはその家族が養育できないと、そういった場合は児童相談所を通じて乳児院、児童養護施設、あるいはまたつがる市内でもやっている方おりますけれども、里親制度、そういったこともございますので、市役所、児童相談所と連携を密にして適切な助言を講じていきます。なお、中学生を対象にして毎年実施しておりますが、思春期教室、あるいは赤ちゃんふれあい教室を開催してございます。昨年は車力中学校の3年生46名を対象にして9月に実施しております。こういった事業を展開しながら正しい知識の普及や命のとうとさを知ってもらおうと、こういった事業は合併後継続している事業でございます。

以上、私のほうから答弁でございます。以上です。

○議長（山本清秋君） 成田議員。

○12番（成田克子君） ただいまは詳細なご答弁ありがとうございます。このようなことが、事件が起こらないことを願っているわけでございますが、本市では万が一の受け入れ態勢も整っているようで、ほっといたしました。お話を伺いますと、幸いなことに大事件までは至っておりませんが、小さな問題が幾つかあるのかなと感じました。早目に親の不安を取り除いてほしいと思っております。

そこで、2回目の質問になりますけれども、ご答弁の中に実務者会議の中身について我々議員もある程度把握しておけばいいのかなと思っておりますので、幾つか、差し支えない程度で教えていただきたいと思っております。

○議長（山本清秋君） 福祉部長。

○福祉部長（境 宏君） 先ほど市長のほうからの答弁でもございましたが、ネグレクトというようなことが事例としてございまして、昨年も実務者会議開いてございます。この実務者会議、担当者ということで福祉課の児童福祉担当、あるいは保健師、あるいは児童相談所の担当者、それから学校に行っている生徒であれば学校の担任の方、あるいはちょっと問題になっている場合であれば警察署といった方々に集まっておきまして、それぞれの立場からその児童の生い立ち、あるいは家族環境、それから親戚関係、あるいは学校での様子などを持ち寄りまして、情報の共有化を図っ

てございます。そして、場合によっては病院にかかっている場合はその病院のケースワーカーの方にも出席してもらいまして、そういうのは親のほうの問題ですけれども、そういった情報を共有いたしまして、どういった対策を講じたらよいかというのを協議いたします。そういった場合に、親の病気などであればどういうふうにして入院させるか、あるいはさせた場合にその児童を施設に収容したほうがいいのか、あるいは祖父母に預かってもらったほうがいいのかといったような具体的なことを協議いたしまして、その児童のために最善の策を講じているというようなことを行っております。

以上です。

○議長（山本清秋君） 成田議員。

○12番（成田克子君） ありがとうございます。

最後になりますが、皆様、昨晚のNHKのクローズアップ現代、ごらんになったでしょうか。まず、偶然にも時を同じくして今回取り上げております児童虐待死について報道されておりました。驚くことに、居場所のわからなくなった子供が全国に976人もいるそうです。親の都合で転々と各地を連れ回され、入学もしていない子供たちです。通報によって虐待が発覚して子供の命が守られたケースと、行政が余りにも個人情報保護に重きを置き過ぎたために子供のリスクを見逃し、子供の命を救ってあげられなかったケースもこれまで何件かありました。

政府は、平成22年から児童虐待防止、ハッピーオレンジ運動を展開いたしております。この取り組みを広く伝えるため、全国から標語を一般募集し、厳正な審査で選ばれた標語は「見逃すな小さな叫び小さな命」です。この標語を呼びかけの合い言葉に、自民党女性局は全国で啓発運動を展開しております。子供の叫び声に耳を傾けながら一つでも多くの助けに応えるのが大人の役割であり、虐待が起きるリスク要因を取り除くために政治の果たす役割は大変大きいと考えております。地域で子育てに悩んでいるような家庭があったら、ぜひともおせっかいおばさんや頼りになるおじさんになって、助けてあげてくださいと呼びかけをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本清秋君） 以上で成田克子議員の質問を終わります。

◇ 長谷川 榮 子 君

○議長（山本清秋君） 第2席、4番、長谷川榮子議員の質問を許します。

長谷川議員。

〔4番 長谷川榮子君登壇〕

○4番（長谷川榮子君） 改めて、皆様おはようございます。通告の第2席を賜りました長谷川榮子でございます。おくれていた田植えもようやく一段落したような感じの田畑を見て、秋には苦労が報われるような収穫であってほしいものと願いながら過ごしているこのごろでございます。

それでは、通告順に質問してまいります。先般、青森の未来と表して、県内の人口の推移がどうなるかという記事が載っておりました。それによりますと、2030年ごろには青森県の人口は100万人割れが間近となり、つがる市では県内10市の中で2番目で、減少率は27.6%で、3万人を割るとのことです。3月の予算委員会の際にも、昨年生まれた子供は本市では73人で、亡くなった方は500人と伺い、改めて少子高齢化と人口減少が予想以上に早く進んでいることをお教えいただきました。そこで伺いますが、つがる市の未来と表して、20年、30年後のつがる市の姿というか、市長はどのようなお考えをお持ちか、改めてお聞かせ願いたいと存じます。また、避けては通れない人口減少の対策もあわせてお伺いいたします。

2点目は、中心市街地活性化対策について伺います。市では共通商品券支援事業に740万、宅配サービス事業に550万、中心市街地活性化対策に520万と、それなりに支援されているわけですが、その成果をお聞かせ願いたいと存じます。

3点目は、本年度職員の採用はあるのか、あるとすれば何名で、どの部署に予定があるのかお知らせください。

以上で1回目の質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本清秋君） 答弁を求めます。

福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長（福島弘芳君） 長谷川議員の質問にお答えいたします。

ことしの3月に国からの公表されました我が国の将来推計人口によりますと、議員は30年のあれを出しましたけれども、2040年にはつがる市の人口は2万2,549人と推計されてございます。これは、現在の人口のおよそ6割に当たります。日本の全体が人口減少に転じている現在、本市においても将来的な人口減少は避けられないというふうに考えます。つがる市の将来を考えましたときに、本市の基幹産業であります農業の振興は何にも増して重要であるというふうに思います。TPP問題、農業従事者の高齢化など難しい課題は数多くありますけれども、第1次産業、とりわけ農業の振興を軸に市の活性化を図ることが最重要であるというふうに考えます。なお、長期的にはこれまでと同様に長期総合計画や財政運営計画の継続的な見直しに毎年取り組むことによって、計画的な行政施策の推進、これを進めていきたいというふうに思います。また、短期的及び中期的には、現在行っている子供医療費の無料化や市民特別検診など、そしてまた市営住宅の建てかえなどによりまして、つがる市への定住を促進して、市民が安心して暮らせる生活環境の整備に引き続き取り組むということが大事なのではないかとこのように思っております。

ほかの質問に関しましては、担当部のほうから説明をさせます。

○議長（山本清秋君） 成田経済部長。

○経済部長（成田一司君） それでは、長谷川議員にお答えいたします。

共通商品券、これにつきましては平成17年度から行っています。発行が10%おまけつきで7,500万となっておりまして、昨年の購入者は869名、これにつきましてはこれを利用している商店の方々から伺いますと、やっぱりこれによって他の市町村に流れるお客様がこちらのほうへ購入していただけることによりまして非常に助かるという話は聞いてございます。

続きまして、宅配サービスですけれども、これも従来は緊急雇用を使って今日まで進めていますけれども、今年度は起債事業で実施してございます。23年度につきましては年間で2,401件、1日平均10件でございましたが、24年度につきましては平均1日19件ということになってございます。

続きまして、中心市街地の支援でございます。これにつきましては、市民のねぶた、また中心商店街の朝市などのイベントのほうに助成してございます。これらにおきまして集客も行われておりますので、あるイベント期間については一定の効果があるものと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本清秋君） 福島市長。

○市長（福島弘芳君） 申しわけございませんでした。職員の採用でございますけれども、採用は計画してございます。ことしの採用の計画では、行政職が四、五人、そして消防職が5人程度、これを募集していきたいというふうに思います。そしてまた、配属先でございますけれども、一般行政職にいたしましては人事全体を見ながら人数、部署によりまして退職をする職員もおりますので、その辺のところを見ながら配属してまいりたいというふうに思います。また、やはり新しく採用された職員には早く市全体の行政をわかるようにとの思いから、やたら同じ部署には長くいないようにして、各部署を早く把握してもらいたいというような考えもございます。

以上です。

○議長（山本清秋君） 長谷川議員。

○4番（長谷川榮子君） 市長、済みません、マイクをこう持っていくと聞こえるのですけれども、その形だとちょっと聞こえなかった部分もあるので、あわせて人口減少対策も聞きたいと思いたければ、1回目では答弁返ってきませんので、よろしくお願いいたします。

まず、20年、30年後のつがる市をどう考えるかという市長のお考え、いろんな計画書などで我々にそれを示しているわけなのですけれども、私は書き物を除いて、生の声を伺いたかったのです。というのは、書き物は常に頭になかなか残らないので、いつどんな場所で聞かれても夢というか、自分の考えをしっかりと持っていれば、どういうところでもお答えできるのではないかなということ伺ってみました。

市長の取り組んでいるブランドに行き着くわけなのですけれども、実は私はここ1週間ぐらいの間に大きな感動に2つほど会いました。その1つは、つがる市の相撲の好きな子供たちが今回石川県の金沢市で開かれた大きな大会で、中学生も小学生も優勝したという喜びです。私の知っている子供は小学校4年生の児童で、体が一番小さいのです。1年生のころから舞の海のような関取にな

るという夢を持って頑張っているそうです。それが今回認められて、金沢で優秀な成績をおさめた、目を輝かせて話しておりました。私はその場で、こつたらちゃっこいわらし相撲とったたって、ぶっ転ばされるべというぐらいにしか考えていなかったのですけれども、夢というのは大事だなということも教えてもらいました。もう一つは、おとといのサッカーです。私はオーストラリアには勝てないと思って見ていたのですけれども、案の定1点先制されて、そのときは100%諦めました。だけれども、あの間際でまさかの同点の1点、奇跡だと思いました。

私は、ブランドの8品目、ほとんど諦めています。無理だべと思っています。米だって青森県で頑張っていたって、つがる市でブランドにするといったって無理だもの、無理だべというのが私の持論だったのです。それよりも望みのあるメロン、スイカでいけばいいのになと思っていますけれども、この2つの出来事で考えを変えることにしました。夢を持つことは大事だ、掲げたってそう簡単に実現できるものでない、そうすればもう少し市長サイドに立って、これからも議員の皆さん方といいことはいい、悪いことは悪いのだと議論をしながらこの夢をかけてみたいと思っています。ですから市長、頑張ってください。20年、30年後にはツケを残してはだめです。必ず成果を出していただきたいと思います。

それから、人口減少対策ですけれども、これは我がつがる市に限ったことではありません。全国的なことをございまして、どこの自治体でも悩んでおります。きょうの新聞でも出生率がどうだとか、人口減少のことが出ております。それに対して具体的な対策を我が市は打ち出しているのでしょうか。市長は、すぐに中学校の医療までただにしたいと言いますけれども、これは今当たり前になってきています。当時はつがる市が初めてでございましたけれども、七戸町なんかは保育料もただなのです。生まれたときも特別の手当を出して、住むなら七戸、産むなら七戸、育てるなら七戸ということで、人口対策に大変力を入れております。私はそれを伺いたかったのです。次の答弁のときにはよろしくお願いします。

それから、中心街活性化対策ですが、私は予算委員会などでこの商品券のことをたびたび発言しておりますけれども、時代が変わったので、しょうがないかなという部分もあります。大型店で商品券を使えるようになった、そうすれば当然中心街は、予算委員会のときに部長はユウラクチョウと言いましたね。そういうふうに答弁いただいたと記憶しています。ユウラクチョウでいいのでしょうか。その有楽町かいわい歩いてみたら、消費者が望んでいるお店はあるのでしょうか。そうすると、ジャスコなりカブセンターなりマエダストアなり、品物のそろっているお店のほうに行くのが当然だと思います。木造の商店街を何とかしたいという気持ちは皆同じだと思います。助成するのはいいです。私は、この助成の金額がちょこちょこで物足りないのです。その成果を問うには、これではいかなものかなという考えがあります。そこで、これは私の考えですけれども、このプレミアム商品券1万円買ったら1,000円つくわけですから、当然人気があります。私も欲しいです。それをちょっと工夫してみたいとはいかがでしょうか。例えば大型店で使えるものは11枚のうち5枚ぐ

らいにして、ピンクの色にして、あと小型店で使えるものは緑色にするというふうに仕分けしたら、思ったよりもこの地元商店街に商品券が使われるのではないかな、その辺の工夫がもう一つ欲しいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、宅配サービス業ですけれども、せんだって成田克子議員が買い物難民を挙げておりました。本当にそうだと思います。だけれども、バスに助成するというのはいろいろ問題があるのではないのでしょうか。これももう一工夫して、これすごくお年寄りたちは助かっています。これからは買い物難民を支援する意味でも、この宅配支援事業はもっともっと拡大というか、力を入れていかなければならないと思います。来年の3月に診療所が開業になりますけれども、その辺をもうちょっと工夫してみて、電話を入れたら待っているおばあちゃんやお年寄りたちが帰りにはその宅配の人たちが持ってきてくれた品物を持ってうちに帰れる、そういうふうになればいいのかなとか、いろいろ頭を悩ませますが、皆様方も私のこの声でもう一回考えるというか、知恵を出し合ってみてはいかがなものでしょうか。

それと、3点目の職員の採用でございますけれども、つがる市に企業誘致を考えてみたら、地理的なことでなかなか難しいのではないのでしょうか。東北の企業誘致をずっと見てきましたけれども、岩手県の北上市、高速道路のインターのすぐそばです。宮城県の大和インターおりたら仙台の工業団地、交通事情がすばらしいところです。それから比べてみたら、我がつがる市は首都圏から遠い、冬の交通アクセスを考えると企業はなかなか来てはくれないでしょう。そうなれば、若い人たちが働きたい、一番の夢は市役所なのです。試験受けたけれども、あれよりも頭いいと思ったけれども、あれよりもいい大学出たつもりなのだけれども落ちてしまった、そういうことよく耳にします。来年も消防職5人、一般職員4人、計画のもとに職員の数も計画以上に進んでいるようですけれども、バランス的にはいろいろあるのではないかなというのが持論ですけれども、それはともかくとして、この職員の採用に当たっては透明性を持ってほしい。試験結果など公表すべきと考えますけれども、いかがなものでしょうか。それともう一点、現職員の中でつがる市以外、例えば五所川原、鶴田、鱈ヶ沢に在住の職員は何名いらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長（山本清秋君） 福島市長。

○市長（福島弘芳君） 人口対策の問題ですけれども、先ほどにも申し上げましたようにさまざま農業問題、TPPの問題ありますけれども、長谷川議員が力強くブランドをやれというようなことでございますので、それなども絡み合わせてやっていきたいというふうに思います。また、今メロン、スイカという名前も出てきましたけれども、実は米でも何かつがる市産の米は丼物には最適なような話も聞いたこともあります。ですから、それなど、丼物でありますと外食産業になるわけですけれども、物すごく多い量が使われる、取り扱っているようですけれども、それをやりますとつがる市でできた米では足りないそうです。ですけれども、ではその米を今現在さまざまな流通機関がありますけれども、農協初め、あるいはまた別な取扱店や何かの流通関係もございますので、それな

どもまた相談しながら、もしよければ進めていきたいというふうにも考えております。いずれにいたしましても、人口減少に関しましては、これは確かに全国的なものではありますが、さまざまな長期計画、中期計画、あるいはまた毎年見直しをしながら、財政事情もありますので、進めていきたいというふうに、人口減少にならないように頑張っていきたいというふうに思っております。

私のほうからは以上です。

○議長（山本清秋君） 成田経済部長。

○経済部長（成田一司君） まず、私はユウラクチョウと言いましたが、ウラクマチというのが正式名でございますけれども、一般の方はユウラクチョウと呼んでいますので、私そういう答弁をしていましたが、今後はウラクマチということで説明させていただきます。その商店街ですけれども、今現在千代町商店街、有楽町商店街ありますけれども、店舗数の減少も含めて今統合の話もございます。それをもとにして新たな活動をしていきたいというような話もございます。

あと、共通商品券の発行でございますけれども、今現在平成24年度、発行額のうち地元小売店、これは中小企業と、一般の商店ですが、そちらのほうの利用率が76.5%で、大型店、これはイオンさん、ジャスコさんがありますけれども、23.5%ということになっていますので、現状でいけば地元の商店街のほうが多く利用が多いということですので、一般のお客様。この成果を見まして、今後ともこのように進めていきたいと思っております。また、発行していますのは木造、森田、柏と、各地区で利用してございますけれども、木造地区が一番利用が多い状況でございます。

それと、中心市街地の活性化、市のほうではいろいろ助成をしておりますけれども、ご指摘のとおりこの助成がしているものについて一体的に動いていないような状況もございますので、商店街、商工会の関係者と相談して、連携したイベントの開催等を今後働きかけていきたいと思っております。

それと、宅配につきましては、今現在つがる市の旧町と、木造の在のほう、農村地帯のほうでは個人の商店、今ほとんどなくなってしまっています。それで、今は年いった方につきましては夏場については自転車とか歩いて行く方もございますけれども、バスも利用しておりますけれども、冬場に買い物ができないということが非常に問題になっていまして、この宅配、まだ今PR不足かもわかりませんが、加入者、また商店が少ないので、今後利用の増進を図っていききたいと思っております。これにつきまして、実績を見まして今後の進め方等を考えていく予定でございます。ことしで3年目になりますので、4年目、5年目、今現在宅配につきましてはマエダさんがバスのほうで送り迎えする、他の店舗でも宅配事業をやっておりますけれども、市のほうでやっているのは個人のひとり暮らしで、連絡でなくて安否も確認できますので、その都度声をかけてやることもしていますので、それらを含めて総合的に進めていきたいと思っておりますので、今後力を入れていききたいと思っております。

あと、ブランドにつきましてはご理解いただきまして、まことにありがとうございます。8品目につきましては、当然従来どおり進めてまいりますけれども、今後進めていくものにつきましては食産業の充実を図っていきたいと思っていました。7月から募集をかけますけれども、つがる市内の食産業を成長産業、これは安倍さんの言葉ですけれども、地元産業を育てていくのもつがる市の役割ではないかと思っておりますので、今後そちらのほうにも力を入れていきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（山本清秋君） 山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） 採用試験の関連でございます。成績の開示というようなこととお話がありましたけれども、成績につきましてはまるきり個人の情報に値するということでありまして、公開はいたしておりません。ただ、本人には求めればその本人の分については公開をしております。

そしてもう一つ、市外に住んでいる職員はどのくらいいるのかというご質問でございました。正確な数字ではございませんけれども、100名ほどいるというふうに認識しております。

以上であります。

○議長（山本清秋君） 長谷川議員。

○4番（長谷川榮子君） 市長、20年、30年後、元気でいたいものですよ。本当にそう思います。そのときに、このブランドで8品目の農作物を1点でもいいからブランドだといって高く売れるようになればいいなと、つくづくそう思います。私初めてことしからメロンとネギを作付しているのです。息子に聞いたら、つがるのブランドだからお母さん頑張ってくれ、夕張メロンみたいに160万とかしなくてもいいから、せめて3玉で6,000円、7,000円の値段がつけばなど、そういう話をしながらメロンやネギを栽培しています。でも、20年、30年後、あしたもわかりません。とにかく若い人たちが一人でも多くこのつがる市に住んでもらわなければ、人口対策も何もありません。そのためには、もう本当に子育てから何から何まで応援していかなければならないのが行政だと思います。トップの市長は大変だと思いますけれども、ぜひぜひ頑張ってくださいと思います。明るいつがる市でありますように、未来に夢を託せるつがる市でありますように、そう願っております。

それから、部長、ウラクマチでもユウラクチョウでも私はどっちでもいいのです。あそこばかりでないですよ。今でいったらプラザさんのあたりとか千代町とか、あっちのほうも商店街になるのでしょうか。有楽町にばかり偏ってもだめなのです。あそこの通り一帯のことを言っているのです。ですから、ジャスコで商品券買うなというのではないのです、使うなというのではないのです。ジャスコさんも頑張ってもらわなければ、エルムの街に負けてしまえばどうなるかわからない、そうならばつがる市に与える影響というものは大でしょうから、けれどもこの商品券だけはまず80%、90%ぐらい、これ木造の町時代にとった事業なので、だからさっき言ったみたいに大型店で使えるものを何枚かとかと、そうやってやったらもっともっと上がるのではないかなというのが私の持論

なのですけれども、これが終わったら少し頭の隅っこに置いてみて、検討してみるぐらいの回答は欲しいです。いかがでしょうか。

それから、職員ですけれども、個人情報で開示できないというのはわかります。何でも個人情報、困ったものですね。職員が地元以外に100人もおられる、今聞いてびっくりしました。地元を採用したけれども、結婚して五所川原のほうにうちを建てたとか、そういう人たちもおられるでしょう。それを何とか地元つがる市に住んでもらうようにするのが政をつかさどる市長の力と思うのですけれども、いま一回その辺を伺います。

それから、個人情報は、それは国で定めた法律なのでわかりますけれども、ちゃんと公開しないと我々議員も困るのです。常にうわさが立って、あの議員さん頼んだっきゃあそこさ入った、これでは困るのです。せめて点数何ぼ何ぼとまでいかないけれども、点数悪くたって面接して非常に好感であればそこで採用ということもあるでしょうから、何もかにもというのではないのです。その辺の公開の仕方というのにも触れないように、我々一般の人にも納得できるように何とかできないものでしょうか。この市役所の職員になるということは、若い人たちの最大の目標であるのです。間違ってもつがる市以外から採用しないようにお願いします。市長お願いします、もう一回。

○議長（山本清秋君） 福島市長。

○市長（福島弘芳君） つがる市以外に住んでいる職員に関しましては、本当はつがる市にいてくれれば一番ありがたいです。税金も入りますし。だけれども、数の中にはやはり家庭の事情があって、例えば年いった両親を立てなければだめだとか、そういう人もおります。

それから、今もう一点は新しい職員の試験のことでございますけれども、公募しますので、やはり法的と言えませんが、そういうのにもやたら厳しくなると触れるおそれがありますので、その辺は見きわめながら再度研究、勉強してみたいと思っておりますけれども、今のやり方でもある程度公表はするところはしていますので、今までの形態でことはやりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（山本清秋君） 成田経済部長。

○経済部長（成田一司君） それでは、共通商品券、これにつきましては従来もご意見伺っておりますので、商工会と商店街の方々のご意見を聞き入れて今後進めていきたいと思っております。ただ、今の段階で地元の小売店が76.5%、80%近く利用していますので、今後はこの発行枚数ふやす方法もございまして、進め方については検討させていただきますので、これにつきましては商工会、商店街関係者と相談の上、進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本清秋君） 総務部長。

○総務部長（山口修一君） 長谷川議員のご意見は、重々私も心の中にはそういう気持ちがいっぱいあります。ただ、私たちも公務員という、そしてまた市という立場から言いますと法に触れてはい

けないというものが、これは前提になると思うのです。やはり法を守って私らが市を運営していくというのが、それが基本でございますので、それに触れないようにいたしながら、いい作戦がないか、いい方法がないかを研究してまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本清秋君） 以上で長谷川榮子議員の質問を終わります。

ここで11時10分まで暫時休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（山本清秋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 佐藤孝志君

○議長（山本清秋君） 第3席、7番、佐藤孝志議員の質問を許します。

佐藤議員。

〔7番 佐藤孝志君登壇〕

○7番（佐藤孝志君） 皆さん、改めましておはようございます。第3席を賜りました芳政会の佐藤でございます。通告に従いましてお尋ねをいたします。

この件につきましては、昨年第1回市議会定例会、いわゆる3月議会一般質問において、廃校舎体育館、旧越水小学校並びに旧重田小学校体育館の屋内運動場を室内グラウンド化として再利用について、雪国である我がつがる市、何とか冬においても土の上で練習させてあげたいという親の思い、そして子供たちの願いからご提案とお願いをさせていただきました。しかし、提案とお願いだけでは説得力に欠けるのではないかという野球クラブ父母の会の強い要望もあり、その後第2回市議会定例会、昨年の6月議会において、市内の小学校野球クラブの加盟しているつがる市スポーツ少年団本部を初め、旧1町4村の各5中学校野球部父母の会並びに市ゲートボール協会、ほかグラウンドゴルフ協会の連名、そして旧1町4村の各5議員の紹介をいただき、山本議長宛て請願をさせていただき、採択をいただいたところでありました。が、その後はや1年、その間特に越水小学校につきましては築年数が古いことから公共の施設として利用するには耐震診断が必要とのことで、昨年の12月議会の補正で予算をつけていただきました。その結果につきましては、ことしの3月中に出るとの答弁でありました。

そこで、次の2点についてお伺いをします。診断結果、越水小学校について耐震補強すれば利用できるのか、補強してもできないのか。また、補強するとすればその費用はどれくらい必要なのかお伺いをし、1回目の質問をこれで終わります。

○議長（山本清秋君） 答弁を求めます。

倉光財政部長。

○財政部長（倉光弘昭君） おはようございます。佐藤議員のご質問でございます廃校舎の体育館の屋内グラウンドの再利用ということでございます。

今議員がおっしゃられましたとおり、この件につきましては平成24年の6月の定例会で請願書が出されたものでございます。その請願を受けて、市では12月の補正を計上するまで、体育館を管理している財政部と教育委員会のほうと協議をしてございます。その協議ですけれども、議員ご指摘のとおり越水の小学校だけが築年数が古い、昭和56年度に建設してございます。ちょうど昭和56年というのは建築基準法の改定時期に当たってございまして、その改定後の適用を受けるということで、補強についてはかなり厳しい条件が課せられるということで、12月の議会に、これは調査をしないと市だけでは判断できないということで計上しました。市では、早速1月に発注してございます。2月に結果が出ました。

議員質問の補強して使えるのかということでございますけれども、この診断の結果の答えですけれども、基本的には補強すれば使えるということでございます。ただ、その補強は単なる筋交いを入れるとかそういう範疇の補強ではないと、いわゆる改築に相当するような補強でないと使えないと。結果、設計事務所のほうでは補強は勧められないと、大規模改修するか、取り壊して同規模の施設を建てるかと、そういう結論の委託の結果でございました。

改築は論外ですけれども、ではどこまでも補強して使うと、そうなったときに議員ご質問の補強すれば使える額は幾らかということでございますけれども、約1億から1億5,000万の額がかかるだろうという設計事務所の回答でございました。この判定結果ですけれども、設計事務所がかなり綿密といいますか、厳密に調査検討したようでございます。

財政部としては、この結果を受けて教育委員会、教育長部局のほうでどう取り扱うのかということをもう既に報告してございますので、後段の質問については再利用の計画はいかにと、そういうことについては教育委員会のほうから答弁があると思います。

財政部からは以上でございます。

○議長（山本清秋君） 7番、佐藤議員。

○7番（佐藤孝志君） 今の財政部長の話でわかったのですが、早い話が1億5,000万もかけてということであれば改築したほうがいいと、したがって補強する分には越水小学校は使えないかと、そういうぐあいに理解しました。だめなものはだめで、しょうがないと考えます。ただ、地域的なバランスを考えると、車力、稲垣、あるいは柏、森田、そして旧木造町内に1カ所整備されると移動時間と利便性から非常に効率的に利用されると考えます。したがって、建てかえるほど費用がかかる越水小学校はまずそこへ置いておいて、改修費がかかったことを想定し、ドーム球場までとは言いませんけれども、屋内グラウンド、冬でも屋外スポーツの一部練習のできる施設の整備は新たにできないものかということで、ここに改めて提案させていただきたいと思います。

それから、今年3月議会の市長の提出議案の説明の中で、平成25年度の主な施策についての市総

合計画後期基本計画における6つの基本目標の2つ目に掲げてある、個性と郷土を大切にする心豊かな人づくり、教育、文化、学校教育の充実を掲げております。また、昨年の9月になりますが、発行された教育委員会の教育基本方針では、教育目標を達成するための3つの項目の具体的方針を定め、当面教育問題や今後の方針を明らかにするというので3つほど掲げられています。まず1つ目は生きる力と夢を育む教育の推進、2番目として生涯学習とスポーツの振興、3つ目もあるのですが、時間の関係もありますので省きますが、まさにこのことが本来屋外スポーツを冬期間でも夏と同様にできる環境を整えてやるのが、市長、そして教育委員会の目指す心豊かな人づくり、さらにはスポーツの振興ではないかと私は考えます。もちろん今話したことが全てスポーツ活動に集約されているとは考えませんが、健康な身体に健康な心が宿るという言葉もあります。よって、今申し上げました冬期間でも屋外スポーツの一部練習のできる施設の整備、さらには旧繁田小体育館については耐震診断は要らないということ、また先ほども言いましたが、請願し、採択されてから早1年、できるだけ子供たちに冬期間でも土の上で活動できるようにしてほしいと願っております。

そこで、次の2点について伺いをします。先ほども言いました越水小学校は無理ということなので、その代替として別に新しく整備できないものか。もう一つは、聞くところによると近く教育委員会のほうから市長宛て、この件について意見書が出されることになっていると伺っております。その内容についてお聞かせいただきたいと思っております。

2回目終わります。

○議長（山本清秋君） 野呂教育委員会部長。

○教育委員会部長（野呂金弘君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

先ほど1回目のご質問で、旧越水小学校の体育館について耐震診断の結果が財政部のほうから報告されたとおりであります。それにつきましては教育委員会のほうでも確認しているところでありまして、現実的に専門家の意見等を踏まえれば再利用は無理であろうというふうに判断しているところです。

それからもう一つ、請願の中で旧繁田小学校の体育館、こちらのほうの利用も可能ではないかというふうなご指摘がございまして、こちらについては議員ご指摘のとおり竣工時期が昭和62年ということで、耐震基準が新しくなってからの建設であるということで、耐震性能は十分有しているものということであります。そのことから、耐震診断の必要はないというふうに判断しております。加えて、グラウンド化するための費用としては、当然床をはいだり、あとはネットを張ったりと、いろいろ改修のする必要は出てくるわけでありましてけれども、現在の試算額、あくまでも概算ではございますけれども、1,000万を少し超える額で可能ではないかというふうに考えておまして、その経費をかけて改修することによって利用は可能になるのではないかというふうには判断しているところです。教育委員会としましては、利用を希望する団体がございます。請願の趣旨に賛同している団体でございます。そちらの方にもこれまでの経緯をご説明いたしまして、理解をいただきたい

から活用を具体化していきたいというふうに考えているところであります。

それから、代替として別な施設、ドーム球場ではないけれども、それに類する施設を整備できないかというご意見でございますけれども、確かに市のスポーツ力の向上とか普及を図る意味から申し上げますと、あるにこしたことはないかと思っております。ただ、大きな事業となりますことから、その辺につきましては現在教育委員会でスポーツ振興審議会、その中でつがる市の将来のスポーツ推進計画を策定している状況でございます。そういう中でいろいろご議論いただいて、将来のつがる市の体育施設のあり方がどうあればいいかご提言いただければ、また教育委員会のほうで参考にして計画に生かしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 佐藤議員。

○7番（佐藤孝志君） それでは、3回目の最後の質問させていただきますが、今教育部長のほうから答弁をいただきました。繁田小学校体育館については利用可能なので、流用させたいという、そういう考えで受けとめたのですが、それでよろしいのでしょうか。そういう形で市長のほうに意見書を出されるということで捉えてもいいわけですよね、まず。

夏場でも天候に左右されずに、特に11月から4月までの6カ月間、屋外スポーツである小中学校野球部、ソフトボール、さらにはゲートボール、グラウンドゴルフなど、雪を克服することでその技術の向上並びに子供たちの大きな成長と発達が期待されているところでありますので、できるだけ早い時期に利用できるようにしてほしい旨、重ねてお願いをします。

ここで参考までに、当市内の小中学校の野球部、ソフトボール部、さらにはゲートボール、グラウンドゴルフ人口について簡単に申し添えたいと思います。小学校野球クラブ17校173名が所属しています。小学校ソフトボールクラブ、男子の部1校11名所属しています。同じく女子の部、これも1校17名所属しています。中学校野球部、5校ありますので、5校119名所属しています。中学校ソフトボール部、女子の部3校39名、男子はないのであれですけども、ゲートボール6チーム40名所属しています。グラウンドゴルフ2チーム48名、合わせて447名の児童生徒並びにゲートボール、グラウンドゴルフ人口となっており、日々努力されていると思います。また、ゲートボールなど、グラウンドゴルフについては比較的高齢の方々が取り組んでおられるスポーツでありますので、冬期間も土の上でできることは、老人福祉計画の目標等に掲げている市が目指す介護状態にならない元気な高齢者になっていただくための取り組み強化にも一役買っていただける大きな役割を持っていると私は考えております。

そこで、最後に市長にお伺いします。教育委員会の意見に沿って、また越水小学校の代替施設の件を含め、市長の見解をお聞きして私の質問を終わりたいと思います。お願いします。

○議長（山本清秋君） 福島市長。

○市長（福島弘芳君） 佐藤議員の質問、これは去年から議会にも質問出たわけでございます

けれども、意外と小学校、あるいはまた中学校の野球、ソフト、まあまあ人口があるなどというように、先ほども誰か言われましたように、あるいはまたお年寄りには長生きに関係することでもありますので、できるだけ財政のほう等も見ながらやっていきたいというふうに考えております。ただ、越水の問題につきましては新しく建てたほうが良いというような判断も出ておりますので、越水のほうはちょっとまだ分別する時間が欲しいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本清秋君） 以上で佐藤孝志議員の質問を終わります。

ここで午後1時まで暫時休憩します。

休憩 午前11時28分

再開 午後1時00分

○議長（山本清秋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 佐々木 慶 和 君

○議長（山本清秋君） 第4席、16番、佐々木慶和議員の質問を許します。

佐々木議員。

〔16番 佐々木慶和君登壇〕

○16番（佐々木慶和君） 第4席を賜りました五和会の佐々木です。通告に従いまして、私は2点ほど質問をさせていただきます。

1点目は、閉校舎の再利用について伺います。前段の佐藤議員からも閉校になった越水小学校の再利用について質問がありましたが、閉校舎再利用の件については私も何度か質問した経緯があります。閉校になった木造高等学校稲垣分校の再利用についてです。支所を移転して再利用してほしい、コミュニティーセンターにしてほしい、資料館にしてほしいとか、そしてまた消防稲垣分署に使用してほしいという稲垣地域の住民から何度か要望書が出ているはずであります。旧稲垣分校は県立ですから、市の財産ではないので難しい面もあると思いますが、聞くところによりますと県のほうでは無償で譲渡すると聞いております。平成23年2月ごろに稲垣町豊川地域の人たちを集めて現地調査をして、2回ほど説明会を開き、当時の総務部次長、今の山口総務部長も大変乗り気であったと私も記憶にあります。この件に関しては、昨年9月議会でも私は質問いたしました。そのときの部長は山本総務部長で、総務部長はいましばらくの時間をいただきたいということで答弁をしております。しかし、いろんな無駄な時間、無駄ではないのかもしれないけれども、時間だけが過ぎ去って行って、答弁した本人は残念ながら定年退職してしまい、いまだに何の進展もない、何の報告もございません。何が障害になって再利用できないでいるのか、そこを伺いたいと思います。

次に、2点は市民サービスについての証明書等の自動交付機の設置についてであります。昨今住民ニーズの多様化や生活圏の拡大により、従来と異なる行政サービスが求められるようになってきています。これからはますます簡素で効率的な行政運営が求められており、行財政改革を柱にしためり張りのある予算配分と政策立案形成が重要であります。これまでも窓口業務に関する質問がございましたが、私からは各種証明書の発行に関する自動交付機の設置の質問であります。窓口業務におけるコンピューター処理の推進に伴い、各種証明書の発行を自動交付機によって行っている自治体が他県においてはふえております。申請書を記入する手間が省けて、窓口の混雑時にも証明書をスムーズに取得でき、また土日曜日及び時間外でも証明書の発行を受けられる窓口体制を確立し、住民サービスの向上に努めているものであります。考えてみれば大事なお金でさえキャッシュサービスを利用しているわけですから、可能なら実施すべきと思います。最初から何台も置くという必要はありませんが、1台試験的に実施してはどうかと思いますが、この件について伺います。

第1回目の質問を終わります。

○議長（山本清秋君） 答弁を求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） それでは、佐々木議員の校舎の再利用についてその経過を問うということで、旧稲垣分校の取り扱いについて答弁させていただきます。

議員のご発言のとおり、これまで旧稲垣分校、そしてまた稲垣出張所については何度かご質問を受けている課題でございます。ご承知のように、旧稲垣分校は県の財産であります。分校の無償譲渡を受けるためには、その利用計画を作成して、その計画について国や県の了解を得る必要があります。私も平成23年当時、利用計画作成のため地区の皆さんと意見交換を行いまして、その集約をもとに利活用を進めていこうというふうに計画したところでありますが、ただ稲垣分校は大型の木造の建物であるということから建築基準法の制約がありまして、不特定多数の方が利用する集会施設や展示室のような用途に再利用することは非常に困難な状態であり、残念ながら頓挫したという経緯がございます。この経過については、出張所を経由しまして稲垣地区自治会連合会にお伝えしたところでございます。

一方、稲垣出張所については非常に老朽化が進んでございます。そのため、稲垣出張所については今後策定します第3次行革大綱において、存続も含めてさまざまなケースを検討していくということにしておりますが、現在の建物の状況は非常に悪い状態でありまして、それらを勘案して応急的に平成26年度、来年からでございます、稲垣出張所を稲垣の公民館に移転して、その中で業務ができないかということについて、今教育委員会とも協議しながら検討を進めているところでございます。

いずれにしても、旧稲垣分校についてはどのような利活用ができるのか引き続き検討を進めてまいりますので、どうかご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（山本清秋君） 民生部長。

○民生部長（鎌田常芳君） 私からは市民サービスについての証明書等自動交付機設置についてお答えいたします。

佐々木議員がおっしゃるとおり、近年行政事務においてもOA化が進み、加えて一般市民においてもパソコンの普及など、情報の進化は顕著なものとなっております。一方、簡素で効率的な行政運営や行財政改革の推進により、職員数も年々減少してきていることから、証明書等の自動交付機設置は時代の趨勢であり、かつ喫緊の課題だと認識しております。このため、つがる市としても昨年職員から成る研究会を組織して、窓口業務のサービス向上対策について検討を加え、ことし2月には行政視察も実施しております。自動交付機設置については、市民サービスの向上からしても全く異論はありませんが、ただ今国会において国民の共通番号、いわゆるマイナンバー制度の導入が衆参両院において可決されました。平成28年の1月から運用開始ということですが、このマイナンバーカードでどのような行政サービスが受けられるのか、一部では住民票や印鑑証明等の交付も可能という情報もあることから、いま少しこの制度の動向を見ながら対応していきたいと、こう思っております。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 佐々木議員。

○16番（佐々木慶和君） では、2回目の質問に入らせていただきます。

ことしの4月23日、松の館で社会教育委員、スポーツ推進委員、スポーツ審議会委員の委嘱状交付式が行われました。つがる市スポーツ推進委員の計画の中に、平成26年度は旧稲垣繁田小学校を屋内スポーツ練習場として改修するというふうに書かれていましたので、非常に我々審議委員、それから関係者一同、出席した皆様で大変喜んでいました。そして、今後の公民館事業計画の説明の中に、稲垣公民館は古くて危険性があるから、閉校になった稲垣分校に公民館を移転する計画を立てましたとの説明があったわけでありますけれども、災害時の避難場所としての利用価値も、学校とか体育館とかそういうところに避難するよりも、人間として生活するためにいろんな設備が、公民館というところは非常に生活するところに必要なものがあるから最適なのですよということを言っておられました。私は、何とすばらしい計画を立てたのであろうと、あそこ一角を、全部を、稲垣というところは全てのものがあそこにそろっているのです。そういうところを選んでいただいて、そういう計画を立てていただいたということには心から敬意を表したいと思っておりますとともに、またこの計画も絵に描いた餅にならないように、ただ計画を計画で終わらせないようにしっかりと実現してほしいなど、このように思います。

そこでお聞きしますが、現在の稲垣公民館は危険性がある建物であるということですが、稲垣公民館の竣工は昭和50年12月15日で、37年と6カ月たっているのです。そこを危険ということですがけれども、耐震調査はしたのかどうかということをまず1点。そしてまた、残念ながら私は公民館移

転ということについて、係はスポーツ推進委員のほうですから、社会教育委員のほうではなかったもので、詳しくは聞いていなかったのですけれども、いつごろ移転する計画になっているのかということをお伺いします。

それからもう一つ、次に自動交付機の設置についてですが、自動交付機の設置については今いろいろ民生部長から答弁がございましたけれども、人も少なく、いろんな他の業務へ回せるのではないかということも答弁がありましたけれども、また機械を使うことによって何の証明を発行したのか他人に知られないというメリットなんかもあるわけです。プライバシーの面においても非常に効果があると思うのです。そこで、設置した場合のメリット、何点か民生部長のほうからも答えありましたけれども、メリットはどのように考えているのかと、その辺をもうちょっと深く聞かせてほしいと思います。

以上です。

○議長（山本清秋君） 教育委員会部長。

○教育委員会部長（野呂金弘君） それでは、佐々木議員のご質問にお答えいたします。

まず、稲垣公民館の老朽化に伴う耐震調査について実施しているのかというご質問でございました。結論から申し上げます。耐震診断は実施してございません。現在の稲垣公民館の現況を若干お話いたしますと、床の一部にひずみが出てきております。そのほか、壁についても若干クラックが発生しているという状況でございます。建物自体が昭和50年建設ということで、現在の新しい耐震基準、それ以前の建物であります。そういう意味からいきますと、現在の建築基準法に合わせるとなると、その補強費というのは相当額かかるものというふうに予想しております。それから、三十数年も経過いたしますと設備面、給水、排水、暖房、衛生設備、その他についてもいろいろ老朽が発生してきますので、そちらの更新に係る経費もまた予想される場所です。これらのことから、公民館機能を有する施設としては問題も出てきております。今後も長期にわたって公民館として活用できるか、建物の耐久面から不安な点は持っております。ただ、公民館の代替の施設としてご指摘のございました稲垣分校、こちらを活用することにつきましては、総務部長のほうからもお話があったとおり、不特定多数の方が利用する施設となるということで、確認申請など建築基準法の規制、それから消防法上の基準、これらをクリアする必要がございます。その改修費というのは相当かかるものというふうにお聞きしております。公民館など社会教育施設として活用するには、費用対効果などの面も含めて慎重に判断していかなければいけないというふうに考えております。教育委員会としましては、現時点で稲垣分校に公民館機能を移転する計画までは至っておりません。

それから、スポーツ推進審議会、それから社会教育委員会の委嘱状の交付式の際に、平成26年度に旧繁田小学校を屋内スポーツ練習場として改修するという、佐藤議員のご質問にもございましたけれども、これにつきましてはスポーツ推進計画を策定する上でのたたき台という形でご提案しているものでございます。これで決定したとか確定したとかというレベルまではまだ達していません

ので、今後またそういう審議会が開催されると思います。その中でいろいろ議論をいただきまして、質問を出していただければ、それについてまた現状をご説明して、理解を求めていきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 鎌田民生部長。

○民生部長（鎌田常芳君） それでは、私から自動交付機設置についての2回目の質問にお答えいたします。

自動交付機設置のメリットとしては、申請書記載の手間が省けるほか、窓口での待ち時間の短縮、あるいは個人のプライバシーがより守られること、それから通常の勤務時間外でも交付ができるなど、こういうことが考えられます。したがって、今後他の自治体の情報も得ながら、あるいはコンビニ等での交付等も検討してまいりたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（山本清秋君） 佐々木議員。

○16番（佐々木慶和君） 3回目の質問に入ります。

今教育部長から、公民館の移転は教育委員会のほうの計画であるということでしたけれども、我々説明を受けた人たちにとっては非常に、市教育委員会だけの計画でなくて市の方針ではないのかなというふうな、稲垣からあのとき会議に行った人たちは六、七人ですかね、大分いたのです。その帰りによかったな、よかったなというふうな、みんなで話をして帰ったのです。ですから、何とか教育委員会だけではなく、各部署それぞれにみんな相談して、早いところこの件に関してももう3年も4年もなるのですから、閉校になってから大分なりますし、早く固めてほしいなと思います。稲垣公民館の利用者はたくさんいるのです。お茶、お花、陶芸、染め物、盆栽、ハンガリックダンス、それに図書室での本の貸し出しは稲垣の何倍も人口の多い木造よりも稲垣のほうはずっと多いのです。それは議会の中でもいろんな説明、何回か前に説明したと思うのですけれども、その利用者を危険というところに置いておいて利用させるということは何たることですかということを私は言いたいのです。耐震調査なんて、では無駄な金はかけなくていいのです、はっきり言えば。危険でないところにさっさと移ってしまえばいいのです。県のほうでもそれを無償で譲渡しますよと、このように言っているのですから、一刻も早く危ないと思われるところはやっぱり逃げて、いいほうに移ったほうがいいのではないですかね。私はそう思います。この間教育委員会の皆さんもちょっと視察したのですけれども、あんなにも立派な総ヒバのところを県では無駄で、ただでくれるというのです。こんないいことはないと思うのですけれども、財政部長、財政を預かる者としてただでくれるというのですよ、お金出さなくていいというのですよ。こんないいことないと思うのです。

〔何事か言う人あり〕

○16番（佐々木慶和君） 早くもらえと言っているそうです。市ではこれ以上財産を持つことによっ

て、いろんな維持管理費を持ってやらなければいけないということであれば、支所と公民館を2つを潰して解体してなり、いろんな廃止して、1つ県からただでもらった……2つ潰して1つ残せばいい。これは誰が考えても2引く1と、誰でもわかるよね、小学校でもわかると思うのです。こういうことを早くやってほしいのですけれども、その辺のところ、総務部長、何たかったしゃべりたいのであれば財政部長でもいいし、その辺をもう一回お聞きしたいと思います。

次に、自動交付機の設置についてですが、電子自治体の推進による行政のスリム化や事務手続の効率化、さらには他県の先進事例では国民になれ親しんでいるコンビニを活用した各種証明書の発行を実施しています。郵便局とかいろんなところもやっていると聞いております。市民サービスの向上に向けた取り組みとして、初期費用はかかるとは思いますが、自動交付機の設置、あるいはコンビニを活用した各種証明書の発行について調査検討をしていただきたいのですが、いかがなものか、もう一遍民生部長、聞いて私の質問を終わります。

○議長（山本清秋君） 山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） 佐々木議員のご質問にお答えをいたします。

全般的な話に入るわけですがけれども、つがる市においては多くの分野において類似した施設が多数存在をしていることから、施設のあり方や指定管理の推進などについてもこれまで同様に継続的に改善に取り組むことで、市民の皆様にも多くの負担を求めずに、将来にわたって持続可能な行政組織の確立に取り組んでいくことが重要かというふうに考えております。その中で稲垣の公民館につきましては、議員ご指摘のとおり市民の活動の場として多くの市民に利用されております。そしてまた、建物は長期的に使用するにはいささか不安があるという状況であります。今後旧稲垣分校を早く取得するというを視野に入れながら、稲垣出張所や公民館などの市の施設の配置、そしてまた運営についてどのような対応が最善なのか検討してまいりますので、ご理解をひとつよろしくお願いいたします。

○議長（山本清秋君） 鎌田民生部長。

○民生部長（鎌田常芳君） 自動交付機の設置についてですがけれども、今言われた指摘といたしますか、要望が適切に応えられるように鋭意努力してまいりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（山本清秋君） 以上で佐々木慶和議員の質問を終わります。

◇ 長谷川 徹 君

○議長（山本清秋君） 第5席、8番、長谷川徹議員の質問を許します。

長谷川議員。

〔8番 長谷川 徹君登壇〕

○8番（長谷川 徹君） 通告の第5席を賜りました五和会の長谷川徹でございます。早速質問に入ります。

1つ目として、職員の管理についてであります。現在出勤簿を利用されているが、その理由はなぜか、タイムカードは考えていないのかお伺いいたします。次に、長期病欠や繰り返して病欠している職員はどのくらいいるのかお伺いいたします。

2つ目として除雪についてであります。ことしの豪雪ではかなり大変だったと思います。大変ご苦労さまでした。除雪隊の方や役所の関係者には感謝申し上げます。これほどの豪雪だといろいろな苦情も来ることでしょう。何件くらいの苦情があったのか、またどういったものが多かったのかお伺いいたします。また、物損事故があったのか、あったのなら何件で、金額等もお知らせいただきたいと思ひます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（山本清秋君） 答弁を求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） それでは、長谷川議員のご質問にお答えをいたします。

まず1つは、出勤簿についてでございます。出勤簿の整備は労働基準法の規定によりまして、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずるべきである措置であるとされております。労働時間の確認及び記録の方法としては、厚生労働省が定めた運用基準によりまして、タイムカードまたはICカードなどの客観的な記録によることが原則とされております。また、これ以外の方法として自己申告制をとっている場合は、申告による労働時間と実際の労働時間について必要に応じて実態調査をすることというふうにされております。つがる市では、合併時に現在の出勤簿による方法を採用してきました。しかし、これは適正な労働時間を把握するためには一部に曖昧さや難しさが認められているという状況に今あります。したがって、今のあり方については国が定める運用基準を踏まえ、より適正な労務管理ができる方策として新たな手法や既存の方法を補完するという方法を導入して、経済性を含めて総合的に検討した上で判断してまいりたいというふうに考えております。

そしてあと、長期病欠者についてでございます。平成25年6月1日の現在、1カ月以上の長期にわたる病気休暇を取得している職員は2人ございます。いずれも病気の要因としては精神疾患によるものであります。その2人の内容は、5カ月以上にわたるものが1人、3カ月以上にわたるものが1人という状況でございます。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 相馬建設部長。

○建設部長（相馬英紀君） （2）番目の除雪についての1点目の苦情の件数は何件あったのかということですが、この苦情は毎年多いわけでありまして。ただ、件数についてはカウントしておりませんでした。大変申しわけございませんでした。概算での推計で申しわけございませんが、例年ですと1日当たり10件ぐらいで、多い日は30件から50件ほどになります。冬期間1シーズンで大

体500件ぐらいになりますが、昨年とことしは午前中だけでなく午後にかけても電話が鳴りやまないという日が例年より多くありまして、平均しますと1日当たり15件ほどでありました。1シーズンで1,000件近くになるのではないかと考えております。除雪業務に関しては、除雪担当の係だけでなく、土木課職員全員で業務に当たっておりまして、苦情を受けては現場に確認に出たりということで、本来の業務と兼務している状況であります。そういうことで、苦情件数の正確な把握はできていない現状ではありますが、今後は苦情の記録をして件数を把握してまいりたいと考えております。

あと、主な苦情の内容であります。除雪が粗末または下手であると、これは道路に圧雪ができたりでこぼこになったり、除雪幅が狭いという苦情であります。それから、宅地の入り口に雪を置いていくと、それから出勤時に間に合わない等の除雪の時間帯に関する苦情、それから除雪時の振動あるいは騒音、特にバックをするときバックブザーが鳴りまして、朝早い時間は音が気になって寝れないという苦情もあります。それから、除雪のほかに排雪の要望がまたかなりありました。早く排雪してほしいという要望がかなりありました。それから、融雪溝の水量不足、融雪溝に水が来ないという苦情もありました。

次に、2点目の除雪作業車による物損事故の件数及び賠償額は幾らかということではありますが、除雪作業車による物損事故については直営除雪による事故と委託業者による事故があるわけですが、平成24年度の直営による事故で保険適用した事故が4件あります。このうち3件は示談済みで、合計金額は約129万円となっております。もう1件に関しましては、現在保険会社による示談交渉中であります。その他、直営の除雪作業車によるブロック塀や木柵の破損等、小規模な修繕、これが33件で150万円ほどとなっております。委託業者につきましては30件ほどの市役所のほうに問い合わせがあり、その都度業者に対応してもらっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 長谷川議員。

○8番（長谷川 徹君） それでは、2回目の質問に入ります。

職員の出勤状況を把握することは、市長にとっては、ましてや市民、我々議員にとっても非常に大切なことなのです。何かあった場合、市役所に来た場合いるかいらないか、どこかの部長さんみたいに行けばむったど休みで、なかなか用事が足せない状況で、この間も経済部に行ったらまた休んでいるのだかいなくて、大変なことがあります。今はタイムレコーダーにいい機種があって、PCと連結で状況が把握できて、職員の出勤状況や、ましてや健康管理も確立できるシステムもあるそうです。また、受付でもそういうPCがあればスムーズに対応できるのではないかと思います。いかがでしょうか。

次に、病欠についてはさまざまあると思うのですが、残念ながら市民からあんなに元気なのに何の病気なのかと言われて、よく聞かれることがあります。そういうのは誰が調べているとか、どうやって把握しているのか、やっている部署があるのですか。ましてや、それやっている部署があれ

ばどのような対処をしているのかお伺いいたします。

それから、除雪ですが、大変ご苦労さまです。捨て場に雪を田んぼに押しやりとか、いろいろあると思うのですが、地主さんにちゃんと挨拶に行くとか謝礼とか、何かしているものですか、お伺いします。ある市町村の一部には、田んぼに余り雪押ししていれば固定資産税の何%かの免除があると聞いていますが、本市では考えているのかお伺いいたします。

以上です。お願いします。

○議長（山本清秋君） 山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） まず、1点目でございます。出勤簿の関係でございますけれども、パソコンと連携して、連結している方法があるのではないかというふうなことで、私も若干ですけれども、情報は得ておりますので、今後それらも研究して、一番のいい方策を考えていきたいというふうに考えます。

それから、病欠に係るいろいろな手続に関してでございますけれども、まず長期休暇に入るときは必ず医者からの診断書でもって処理をしております。そして、逆にまた完治した場合も医者からの診断書でもって完治で出てもらっております。ですから、医者からの証明書がない限りは仕事にはつけないと、例えば心の病なんかの場合は外観的には普通に見えるかもしれませんが、そこにやはり医者の診断書もつけてもらわないと、私どもとしては職場復帰としては認められないというようなやり方で、昨年まで人事課で担当してございまして、ことし4月からは総務課のほうで、人事係のほうでこれら全て集約しております。

以上であります。

○議長（山本清秋君） 相馬建設部長。

○建設部長（相馬英紀君） お答えします。

田んぼとか畑に雪盛りをしているということに対する謝礼でありますけれども、つがる市としては雪盛りをしている土地の所有者について謝礼とかそういうのは行ってございまして、無償でお願いしているということでもあります。この雪国に住んでいるということでも皆さんご理解いただいて、無償でお貸ししてもらっているということです。ただ、田んぼあるいは畑に雪を押ししていると砂利とか入りますので、春の雪解け後には苦情が来ないように砂利を拾っているところでもあります。

それから、固定資産税の免除とかいう話ですが、今までこういう合併前から無償でお願いしているということで、この辺は他の市町村がやっているところもあるかと思いますが、つがる市では免除をしたということがないものですから、これについては今までどおり無償でお願いしたいということを考えております。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 長谷川議員。

○8番（長谷川 徹君） それでは、3回目の質問ですが、厚生労働省では労働時間の適正な把握の

ために使用者が講ずべき措置に関する基準においては、使用者にタイムカード、ＩＣカード等の記録を基礎とし、始業、終業時刻を確認し、記録することを求めているとあります。どうか管理体制にはしっかりしていただきたいと思います。

また、長期病欠については市民からそういうような苦情が出ないような、しっかりとやっていただきたいと思います。

除雪については、ことしもまた多く降るかもしれません。頑張ってください。

以上です。

○議長（山本清秋君） 以上で長谷川徹議員の質問を終わります。

◇ 松 橋 勝 利 君

○議長（山本清秋君） 第6席、22番、松橋勝利議員の質問を許します。

松橋議員。

[22番 松橋勝利君登壇]

○22番（松橋勝利君） それでは、第6席、早速質問に入らせていただきます。私の通告は、第1点目は雇用対策について、第2点目は市内の空き家状況について、このように2点を通告しております。

まず、第1点目の企業誘致を進めるべきと思うが、市長の考え方を問うと、こういうタイトルでございますが、これは私から言うまでもなく、我がつがる市は非常に雇用対策が不十分だと、私はこう思っている。これは人口減少にも大きくつながっている、まず仕事がないということがこの地域に住めないという、これが一番。今考えてみますと、我々車力でありますけれども、車力にも企業が2つも3つもあった、かつては。今はない、そういう状況からだんだん人口が減少していく。手っ取り早く人口をふやすためには、まず仕事の場所をつくる、これが一番だと、私はこう思う。今我がつがる市においても、仕事がなく困っている方がたくさんいる、現状は。まだ40代、50代の方々が、これを何とかしなければいけない、こう考えたとき、私はやっぱり企業誘致が必要だと思う。例えばここへ500人ぐらいの働く企業が来た、大変なつがる市には効果がある。これは簡単にはいかない、私もわかっている。そこで、私は市長に言いたいのは、思い切った、その企業にいい条件をつける、こうしないと来ない。我々も議員の視察で企業誘致しているところも見てきましたけれども、やっぱり企業誘致するには徹底したセールスをしなければ誰も来ない。そして条件だと、どこよりもいい条件をつける、そうして連れてくる、これでなければだめだ。そのためには、やっぱり担当の部長、そういう方々もこれは努力してもらわねば困るけれども、それよりもトップの市長みずから足を運んでもらいたい、私はこう思う。

それから、かつてはこの前の新聞の記事でもつがる市の年間の所得の低さ、これを見てびっくり仰天、あえてここで私は数字は言いたくない。そんなに10市の中でもつがる市の所得が低い。そう

いうことは何を意味するかというと、働く場がない。そういう点から、私は今回のこの質問で、やはり市長にいい条件を出して、何とか連れてきてほしいと、雇用対策のため、あるいは人口減少を防ぐために。人口減少対策というのは、若い人に子供産んでもらう、なかなか難しい、それよりも一番手っ取り早いのが私は企業誘致だと、こう思う。そういうことを、まず市長の考えを示してもらいたい、こう思う。

次に、市内の空き家の状況でございますけれども、これは今回この条例が出ておりますけれども、ここで現在市内に空き家は何軒あるのかと、こういうタイトルを出してあるわけでございますが、これは新聞の記事によりますと1年以上無人状態、こういう住宅が347軒あると、こういうことでございます。ただここで、私前からもこの空き家について質問した経緯もあるのですが、ますますふえていく、これはもう間違いないと。いかにひとり暮らしの家が多いかと、その方が亡くなればもう空き家になる。子供はみんないるのだけれども、青森だとか弘前だとかそっこのほうで働いて帰ってこないし。帰ってこないというのは、仕事がないから帰ってこない。これはこの先大変な問題になるのだと、私もこう思っております。

そこで、2番目としてその中で倒壊のおそれのある家は何軒ぐらいあるのか、これはどこでその基準を決めるかというのは、これはなかなか難しい話だけれども、見てこれは大変だなという、これは決め方というのは非常に難しいということは、これは重々わかっている。ただ、ほとんどもう壊れてしまっている住宅もあると、そういうところがそういうあれになるのではないかなと、私はこう思っているのです。こういうのをわかっているのであれば示してもらいたいと。

それから、この中で3点目として行政代執行でございますけれども、今回の条例の中では行政代執行をやるとか、こういうことはうたっていないけれども、この法律、定めとか、そういうことは書かれてあるわけでありまして、もし代執行するとしたならば、その費用、そういうものはどういう形になるのか、市としてそこまで考えているのか、まずそういうことであります。これは、私に言わせるとなかなかこの代執行までやるとなればかなり難しいのではないかなと、こう思っておりますから、市の考え方、これをまずただしておきたい。それと、やった場合の費用、これをまず示してもらいたい。

そういうことで、第1回目の質問終わります。

○議長（山本清秋君） 答弁を求めます。

福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長（福島弘芳君） 松橋議員の質問にお答えいたします。

第1点目の誘致企業についてでございますけれども、松橋議員が言っているのは全くそのとおりだというふうにも思います。きょう午前中にも長谷川議員が北上あるいは仙台の話もありましたけれども、やはりこれは何もないと人口の減少につながっていくというようなことなども考えられま

すので、そして誘致企業は雇用の確保、そしてまた地域の振興などという地域経済にとりましても大きな効果があるということは理解し、認識もしております。また、そのために市内にあります連絡協議会、そしてまた東京関東地方ではつがる市人会を初めとして、あらゆるチャンネルを駆使して情報収集に今進んでございます。ただ、企業側にとりましてはそれこそ立地条件、このメリットが大きな決め手になると思います。そしてまた、このつがる市におきましては地理的な不利という点がございます。仙台、向こうのほうと比べますと、やはり雪あるいは交通手段、さまざまな不利な点が考えられます。しかし、今後も情報収集をしながら優位制度や条件面などの検討を深めまして、企業誘致の取り組みに進んでいきたいというふうに思いますので、ご理解のほどよろしく願いします。

それから、空き家に関しては担当課のほうから答弁させます。

○議長（山本清秋君） 山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） それでは、松橋議員の市内の空き家状況についてお答えをいたします。

現在の空き家の数は、先ほど議員が申し上げたように347軒ということで、やはり年々これは増加の傾向にあります。

それから、次のあれですけれども、倒壊のおそれがある空き家数はというようなことでありますけれども、私どものほうで簡易なものですけれども、台帳を作成して、一応市内の空き家の状況を確認をしながら整理をしております。その中でこれが倒壊という判断は、これは非常に難しいものがあります。そういう意味では、正しい数にはなりませんけれども、私どものほうで公衆的に非常に危険だと、例えば道路に面しておいて崩れてくるのではないかなとか、そういうふうな判断で危険で倒壊のおそれがあるというのが4軒位置づけをしております。いずれにしましても、バスの路線であるとか歩道に面しているとか、道路のすぐ近くとか交通量が激しいとか、そういう場所に限定してのものです。数の中には、畑の中にもうほとんど壊れてしまっているとか、そういうのはあるかと思いますが、そういうものはちょっと除外しての4軒でございますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

それから、次の行政代執行についてであります。これは、行政上の強制執行法の方法の一つでありまして、いろんな手段使ってもなかなかそれができないというような場合に、そしてまたこのままそれを放っておくと公益に反して非常に危ないとか危険とか、そういう類するものに限定してとられる処置でございます。行政代執行をやるには、それまでいろいろ指導とか協議とか、そういうことがなされた上での状況になろうかと思っておりますけれども、まず手続をとるには戒告というような文書を出す必要がございます。その戒告を大体相当の期間、通常社会通念上といいますので、3カ月か4カ月ぐらい定めて文書で出すというようなものでございます。そして、その義務者が戒告を受けて、指定の期限までにまず履行しないと、そういうときには次の代執行令状が出されます。これによって、当事者は代執行の時期や代執行にかかる費用の概算がそこに、令状に示されるとい

うことであります。ですから、その令状にはあなたは壊してください、費用は幾ら幾らかかりますよと、いつまでやってくださいと、そういうようなことで手続が進められるわけでございます。いずれも裁判所のほうに提出になるわけでございますので、戒告を出した段階で、また逆に当事者から不服申し立て等があればそこで出てくるというようなこととなります。

これまでの代執行の事例でございますけれども、この空き家に関しては秋田県の大仙市で1件あったというふうなことで聞いております。これは、事務所と倉庫、合わせて建物が5棟あったということで、代執行したのですけれども、結果的に未納となり、差し押さえをしたという結果でございます。先ほど議員の提言にありましたように、非常にこの費用についてはリスクを伴うものであるというふうに考えておまして、できれば指導とか助言、協議の中で物事を解決していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（山本清秋君） 松橋議員。

○22番（松橋勝利君） 1回目の質問に答えをもらったわけでありましてけれども、第1点目の企業誘致でございますけれども、市長もそれなりに深い認識を持っていると、こう今理解したわけでありましたが、そういう点で、ここで私の考えというか、これを示して、何とか大きな企業誘致をしてもらいたいと、こう思う。というのは、例えば企業来るとなればそれなりの企業も費用がかかるわけです。これを市としてもやっぱり思い切った援助とか、いろんな税面の緩和とか、ほかでないような方策を持って企業誘致に当たっていかなければ、ごく普通の企業誘致しようとしてもこれは難しいと思う。やはりつがる市ではこれだけの条件を出してきたと、こういうものを示しても、私はこの地域住民の働く場を確保したと、こうなればこれは市に対してもいずれは返ってくる、そういう認識持っている。だから、ここで私は市長にトップセールスでもやってでもと、こう言っていますけれども、これはもちろんだけれども、この担当はどこなのだっけ、経済部だかなと思うのだけれども、経済部にもそれ相当の足を運んで、やっぱり頑張って雇用の場の確保をしてもらいたい。どうだっけ、担当の部長。私の考え、こう思っている。そういうことで、1回目の答弁では私はいろんな条件があるけれども市長は言っている、今なかなか前向きな答弁だとは思ったのだ。そういうことで、今私が申し上げたようにどこの町村よりも条件をよくする、そういう方法で何としてもこの地域に働く場所を確保してもらいたい。私はそう思って、今回のこの質問出している。私の隣近所にも若いお母ちゃんいるのだけれども、一生懸命どこを探してもなかなか働く場所ないと、ただ家にいる、大変だと、現状はこうなのだ。こういう人がいっぱいいるのだ。そういう認識のもとに立って、やっぱり市長というのは権限を持っているのだから、知事とか大きい会社とかのトップセールスやって、何とかひとつ持ってきてもらいたい。そういうことで、もう一回市長の考え方と担当の部長の考えを示してもらいたい、こう思っております。

それから、空き家状況でございますけれども、今総務部長が言ったように空き家、倒壊のおそれあるのは4軒あると、なかなかこれは決めるにも難しいということは私も重々わかっている。そこ

で、代執行でございますけれども、今聞いて秋田県で5件とかと、もっとまだあるものかなと、私はそう思っていた。ところが、代執行となるとそう簡単にはいかないのだなと。それまで行く前にいろんな手続あるだろうから、それを迅速に進めて、隣近所に余り迷惑がかからない状況、さすがつがる市ではきちっとやっているなど、こういうような状況をつくってもらいたい。こういうことでございますので、これで2回目の質問終わるわけけれども、いま一度。

○議長（山本清秋君） 福島市長。

○市長（福島弘芳君） つがる市に、それこそいい条件を整えて企業を誘致するというふうなあれになりますけれども、ただいい条件だけではだめな問題もあります。例えば秋になって、こっちのほうではわら焼き公害が発生したりします。そうすると、精密機械でございますので、もう機械が狂ってしまうとか、できた製品が規格外とか、そういうのがあってだめだというような話も聞いたことがございます。しかしながら、精密機械だけでなくさまざまな企業があるわけでございますので、その辺も担当部のほうには情報を探らせたりなんかしておりますので、今後も引き続き企業誘致の活動をしていきたいというふうに思います。

あとは、補足の部分は担当部のほうから。

○議長（山本清秋君） 成田経済部長。

○経済部長（成田一司君） 議員のほうからご指摘のとおり、来た場合ただ補助金出すとか減免だけするというだけでなく、業種によっても、市長も言いましたけれども、職種によって違いますので、今一般に言われるのは道路網の整備、あと鉄道、あと高速道路、あと水と電気と、今は光高速になっていますので、電話線の関係ですが、これらが一番重点になっていますので、それらを含めて担当室のほうで十分検討させて、その職種に合った助成の仕方も今後検討するべきかと思えます。工場をつくってやるのか、新規でつくるのか、つがる市にある施設を使ってやるのかでまたその条件も変わってきますので、それらを含めてご指摘の点につきましては十分検討させていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（山本清秋君） 松橋議員。

○22番（松橋勝利君） どうも私に言わせれば、余り何か前に進めるような気迫が感じられないなど。まずもって、例えば私に言わせればそういう企業誘致の対策室みたいなものでも、これは今は道路網でも津軽道もできてくるし、いろんな除雪体制も整っているし、これは私は余りそんなものは影響しないなど思っている。問題はやる気あるかないかだね、何でも。だはんで、まずそういう点に重点置いて、どうすればそういう誘致企業来てもらえるかと。私はいつでもそういう対策委員会とかの委員であれば、いろんな意見もあるよ。そういうところはもっと検討して、真剣にこのつがる市をこれ以上衰退させないようにしてもらいたい。漠然とこうしているのであれば、どんどん、どんどんだめになっていく。どんな厳しい状況の中でも、ちゃんとやっているところは、地域はいっぱいあるのだ。そういうところを見習っていこうという強い信念を持ってやるということ、持って

ください。

これで私の質問終わり。

- 議長（山本清秋君） 答弁要らない。
 - 22番（松橋勝利君） 要らない。
 - 議長（山本清秋君） 以上で松橋勝利議員の質問を終わります。
-

◎散会の宣告

- 議長（山本清秋君） 本日の会議はこれで終わりますが、教育委員会から報告がございますので、議員の皆さんは会議室まで移動をお願いします。

（午後 2時14分）

第 3 号

平成 2 5 年 6 月 7 日 (金曜日)

平成25年第2回つがる市議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成25年 6月 7日（金曜日）午前10時開議

1 開議宣告

1 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

- 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(平成24年度つがる市一般会計補正予算(第9号))
- 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(平成24年度つがる市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号))
- 報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(平成24年度つがる市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号))
- 報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(平成24年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算(第5号))
- 報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(平成24年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))
- 報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(平成24年度つがる市介護保険特別会計補正予算(第5号))
- 報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(つがる市税条例の一部を改正する条例)
- 報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(つがる市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(つがる市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(つがる市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)

- 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(平成24年度つがる市継続費繰越計算書)
- 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(平成24年度つがる市繰越明許費繰越計算書)
- 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(平成24年度つがる市事故繰越し繰越計算書)
- 議案第52号 つがる市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例案
- 議案第53号 つがる市空き家等の適正管理に関する条例案
- 議案第54号 つがる市職員の修学部分休業に関する条例案
- 議案第55号 平成25年度つがる市一般会計補正予算(第2号)案
- 議案第56号 平成25年度つがる市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)案
- 議案第57号 平成25年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案
- 議案第58号 平成25年度つがる市介護保険特別会計補正予算(第1号)案
- 議案第59号 筒木坂財産区管理委員の選任につき同意を求めるの件
- 議案第60号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 議案第61号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件
- 日程第3 予算特別委員会の設置
- 日程第4 議案等委員会付託
- 日程第5 請願の件
請願第2号 市道への認定に関する請願書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（23名）

1番	成田昭司	2番	佐々木敬藏	3番	松橋博秋
4番	長谷川榮子	5番	成田博	6番	木村良博
7番	佐藤孝志	8番	長谷川徹	9番	三上洋
10番	野呂司	11番	天坂昭市	12番	成田克子
13番	小笠原忍	14番	村上秀徳	15番	佐々木直光
16番	佐々木慶和	18番	齊藤進	19番	齊藤幸洋
20番	山本清秋	21番	伊藤良二	22番	松橋勝利
23番	白戸勝茂	24番	高橋作藏		

欠席議員（1名）

17番 平川 豊

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	福 島 弘 芳
副 市 長	佐 藤 昭 三
教 育 長	葛 西 岷 輔
総 務 部 長	山 口 修 一
財 政 部 長	倉 光 弘 昭
民 生 部 長	鎌 田 常 芳
福 祉 部 長	境 宏
経 済 部 長	成 田 一 司
建 設 部 長	相 馬 英 紀
会 計 管 理 者	川 嶋 久 利
総 務 部 次 長	柳 生 敏 雄
財 政 部 次 長	三 上 保 男
民 生 部 次 長	三 上 秀 敏
福 祉 部 次 長	葛 西 彰 憲
経 済 部 次 長	佐々木 錦 司
建 設 部 次 長	新 岡 秀 行
教育委員会委員長	成 田 悦 雄
選挙管理委員会委員長	成 田 照 男
農業委員会会長	山 本 康 樹
監 査 委 員	長谷川 勝 則
教育委員会部長	野 呂 金 弘
選挙管理委員会事務局長	田 村 文 英
農業委員会事務局長	高 橋 寿
監査委員事務局長	三 上 修 司
消 防 長	小 野 裕
稲垣出張所長	成 田 柳 二
車力出張所長	工 藤 輝 美

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局 長	小林 忠
事務局 次長	佐藤 廣文
総務係 長	三上 眞理子
議事係 長	葛西 隆志

◎開議宣告

○議長（山本清秋君） ただいまの出席議員数は23名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（山本清秋君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、昨日に引き続きまして一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

◇ 三 上 洋 君

○議長（山本清秋君） 第7席、9番、三上洋議員の質問を許します。

三上議員。

〔9番 三上 洋君登壇〕

○9番（三上 洋君） 皆さん、おはようございます。第7席を賜りました芳政会の三上洋でございます。つがる市における危機管理の実態についてご質問いたします。

大きな揺れ、巨大津波、原発事故、何万人にも及ぶ死傷者を出した東日本大震災から2年が過ぎましたが、そのときの恐怖は今も多くの人々の記憶に残っているかと思えます。ただ、当時正しい危機管理のもとで危険と混乱を最小限に食いとめる対応がなされたかどうか検証しつつ、つがる市の危機管理に役立てたいものでございます。天災の後に人災が起きると言われております。今回も災害対策に当たる組織とリーダーのさまざまな失策によって、天災がやがて人災の側面を強めていた感がございます。例えば自衛隊の派遣を例にとれば、当初8,000人と決定したが、2万、5万、10万と、わずか2日間の間に数回変更しております。最初から10万人としていれば、被災住民に要らぬ不安と混乱を与えずに済んだはずでございます。大きく構えて小さくおさめる、これが危機対応の鉄則であると言われております。これらのことを踏まえ、次の3点についてご質問申し上げます。

1点目、災害が起きたときの指揮系統、これはできているのか。2点目、組織体制はつくられているのか。3点目、例えばマグニチュード8クラスの直下型の地震がつがる市を襲ったと、家は倒壊、炎上、死傷者が多数出ていることを仮定して、各課に災害時の役割が与えられているはずでございます。それをお聞かせ願いたいと思えます。まず、総務部長、財政部長、経済部長、建設部長、福祉部長、それから会計管理者の方、お願いいたします。

1回目の質問終わります。

○議長（山本清秋君） 答弁を求めます。

福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長（福島弘芳君） 改めまして、おはようございます。第7席、三上議員の質問にお答えいたします。

風水害、地震などの自然災害が発生し、または発生するおそれがあるため応急措置を円滑に、的確に講ずる必要があると認められた場合は、つがる市地域防災計画、これに基づきまして災害対策本部を設置しまして、防災会議との連携のもと、災害応急対策を実施することというふうにしてございます。災害対策本部は、本部の事務を統括する本部長、本部長を補佐する副本部長、本部長の事務を分掌する行政組織上の部長などをもって組織され、本部長の指揮下のもと、本部員会議により協議、決定された災害応急対策を実施するというふうにしてございます。

それから、組織体制でございますけれども、災害対策本部の組織体制につきましては市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長として、市長部局における各部長並びに教育部長、会計管理者、出張所長、消防庁、津軽広域水道企業団西北事業部長を本部員として構成されてございます。

ほかの質問に対しては、各部担当のほうから答弁をさせます。

○議長（山本清秋君） 山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） 三上議員の質問の3点目の理事者の役割というようなことでご答弁させていただきます。

各部長にあっては、今市長の説明されたように本部員となるわけでありまして。私の場合、総務部という立場で本部員となります。総務部におきましては、対策調整班、それから総務班、それから広報公聴班というようなのが主な担当業務というふうになりますけれども、その中で災害対策本部の運営、そして被害状況の把握、それから避難勧告の指示と、それから災害時の要援護者の安全確保、それから避難所の設置及び管理、それから各部内の連絡調整と、これには市議会等の連絡調整も含まれるものでございます。そのほかに、広報公聴という立場で災害の取材や広報、もっと広く言いますと職員の非常招集及び配置から、もし万が一の公務災害まで、このほかたくさんありますけれども、主なところで総務部の担当というようなことになります。

○議長（山本清秋君） 倉光財政部長。

○財政部長（倉光弘昭君） おはようございます。三上議員のご質問にお答えします。

財政部の役割分担でございますけれども、財政部が所管してございます課が財政課、税務課、収納課、管財課、今の防災計画は企画班、今は4月1日から企画班は企画調整課として総務部に移ってございますけれども、現状の防災計画ははまだ企画課も所管するというふうになってございます。

その役割ですけれども、財政班は財政課長を班長としてございます。財政班は、いわゆる災害時の早急な予算編成をすると、専決予算であるとか早急な予算措置をするということが大きな役割で

ございます。

税務課、税務班でございますけれども、家屋の実態調査、倒壊とか半壊とかそういうことでございます。それから、被災者名簿の作成をすること、市税の減免をすること、それから被害証明を、罹災証明を速やかに出すことと、それが税務班の役割となっております。

一方、収納課、収納班でございますけれども、被災者に対する収納の猶予措置、それを的確に判断するということになってございます。

管財課、管財班でございますけれども、管財課は車両であるとか普通財産であるとか、財産を管理してございますので、その関係で庁舎内に避難者を集める場所を確保すると、そういうことが大きな役割でございます。整理誘導も含めますけれども、それから災害時の車両の確保をすること、それからいわゆる電話回線を確保するということ、それから救援物資の輸送、保管、管理、これも非常に大きな役割だと思っております。それから、応急の復旧工事の請負工事を締結すると、地震時にすぐには対応できないかもしれませんが、そういう準備はするということでございます。それから、燃料、雑貨等、いわゆる救援物資であるとか、毛布とか発電機の燃料とか、そういうものを確保するというのが管財班の役目となっております。

最後に、企画課、企画班でございますけれども、企画班におきましては運輸、通信、電力、ガス、それらのライフラインの被害調査をすることとなっております。

それらの各班を統括するのが財政部長と、そういうことになってございます。

以上です。

○議長（山本清秋君） 境福祉部長。

○福祉部長（境 宏君） 福祉部の担当として災害時の対応についてお答えいたします。

私福祉部でございますので、福祉班、介護班、保護班、健康推進班と、4つの課が4つの班になりますけれども、福祉の担当部局として非常に多くの施設抱えてございます。

そこで、福祉班がまず所管する福祉施設、中でも子供たちを預かる保育所、あるいは老人が生活しております老人ホームとか、そういった施設の状況の確認がまず第一でございます。そしてまた、市以外のといいますか、法人の行っております施設のほうの確認もいたします。それから、福祉班のほうでは日赤奉仕団、あるいはそれ以外のその他のボランティア組織のほうとも関連ございますので、被災者が避難所に避難した場合には炊き出し等が必要になりますので、そちらの連絡調整なども担っております。

介護班は介護課でございますので、要援護者、これを把握してございますので、それらの安否確認がまず第一でございます。それに関して走り回るということになろうかと思っております。

保護班に関しましては、ご存じのように保護世帯の確認に行きまして、高齢者の方も多いので、それらの安否確認がまず第一にする業務だと思っております。

健康推進班につきましては、保健師初めとする医療技師、多数在籍してございますので、けが人

などが出た場合には医療救護班を編成いたしまして、それらの対応に当たるというふうになってございます。

これが主なところでございまして、大災害が起きたときのまず最初にやる業務だと思っております。これ以後、いろいろまた仕事はありますけれども、とりあえずまずこれをやってから、またあといろいろ仕事はございます。

以上です。

○議長（山本清秋君） 成田経済部長。

○経済部長（成田一司君） それでは、経済部についてお答えいたします。

経済部の場合は、まず農林業の被害、被害によりまして台風、雨によって状況は変わりますけれども、台風の被害の場合は農協とも連携をとっていますし、あと雨の場合の水害につきましては西土地改良区とも共同で作業を進めてございます。経済部では各課長でございますけれども、その下に担当課長2人を決めておりますので、その方たちが現場へ走るようになってございます。あと、被害につきましては商工観光課、観光客の被害があればまいねので、その人たちの宿泊のあつせんとか一時避難場所の確保とかもございます。今のところでは、その下に係長を配置して今現在進めています。あとそれに、長期連休が5日、6日続く場合につきましても役割を分担して、その日の当日の担当者を決めてございます。あと、県との連絡もございますので、市町村だけではできないものについては県とも連携して行ってございます。これまで大被害はございませんけれども、台風の場合の待機とか、これから梅雨どきですので、雨、水害についてはその都度待機させて対応してございます。そのほかにつきましては、大きい被害の場合はその都度緊急に対応するように担当者は決めてございますので、以上です。

○議長（山本清秋君） 相馬建設部長。

○建設部長（相馬英紀君） お答えします。

建設部におきましては、各課それぞれ土木班、それから建築指導班、下水道班という体制で、それぞれの所管する施設だけでなく、災害時の市民の安全のための応急対策、例えば道路交通の確保、あるいは仮設住宅等の建設、こういうものの分担する事項について迅速に対応できるようにしてまいります。過去にも平成21年2月の強風による道路への倒木や長期間の停電によります災害、それから2年前の東日本大震災の長時間の停電、これによります下水道の中継ポンプ、それから処理場の運転停止に対する経験をしてきました。その経験を生かせるように引き継いでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 川嶋会計管理者。

○会計管理者（川嶋久利君） 私から会計部の分担についてお答えしたいと思います。

会計部出納班の分担事務としましては、各金融機関と協議しまして、まず義援金の口座の開設、

それからそれに伴う受領、それから保管がまず第1点目です。それから、災害対策関係の経費の出納、それからそれらの保管、これが2番目として会計課の事務となっております。

以上です。

○議長（山本清秋君） 三上議員。

○9番（三上 洋君） 2回目の質問に入ります。

とにかく部長さん方は全部把握していると、本当に感謝申し上げて安心しております。ただ、皆さんには部下がいます。私、部下の若い人たちにアンケートをとってききましたが、大部分が自分が何の役目をやるのかわかっていません。そして、4月の人事異動で私が課がかわりましたので、今の課では何をやるのかわからないというような答弁いただいております。そういうわけで、4月の人事異動が終わったら、せめて1年に1回ぐらいはこの危機管理に対して我々の役目はこういう役目だというような部下との意識統一というもの、これを図ってほしいと思います。総務部長、どう思っているか。これが1点目です。

それから、宮城県南三陸町役場の危機管理職員だった遠藤未希さんが防災無線で繰り返し町民に、津波の危険と高台への避難を呼びかけ続け、自分は津波にのまれて亡くなっています。町民1万7,000人の半数が遠藤さんの声で高台に避難して、一命を取りとめたとあります。ここで危機管理職員という言葉が出てくるわけなのですが、つがる市には危機管理専門の職員というのはいるかどうか、いないのであれば養成するよう考えてほしいのですが、いかがでしょうか。答弁お願いいたします。この2点です。

○議長（山本清秋君） 山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） 危機管理に対して、4月早々にでも職員に周知をしなければいけないだろうと、もっともなご意見でございます。万が一災害が起きた場合に迅速に対応すると、一分一秒でも早く対応するというのを考えますれば、職員全員が各自の役割を周知しておくのが、これは必須条件でないかというふうに思いますので、さらに各部、課、出張所含めまして周知を図って、対応に当たれるような体制を構築してまいりたいというふうに考えております。

そのほか、もう一つの質問でございます、危機管理職員はいるのかということでございます。危機管理職員ですよという名称でもっては配置はしておりません。ただ、災害担当という形で私が総括をするということになっております。防災係を総務課に配置して、その係を中心に総務課長、そして総務次長、総務部長という体制でもって1つの組織をなしているというふうな形でございますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

○議長（山本清秋君） 三上議員。

○9番（三上 洋君） 3回目の質問いたします。

1995年起こった阪神・淡路大震災のとき、一報が首相にもたらされたのが発生から2時間近くも経過した時点であります。そのため、自衛隊の初動も後手に回ったと。自衛隊は出動要請に対応で

きる準備をしていたが、都道府県知事の要請がないと出動できないと、しびれを切らした自衛隊が兵庫県庁に状況把握の電話をして、震災発生後4時間後になってからようやく出動したとあります。強いリーダーシップによって迅速な救助活動をしていたら、救えた命もあったと考えられております。

危機管理に世界で一番対応しているのがアメリカであります。これも1つ事例ご紹介いたします。1994年の早朝、アメリカのロサンゼルス市ノースリッジ地方大地震が起きております。このときの第一報が大統領にもたらされたのが発生からわずか15分とあります。この15分でも、後に報告が遅過ぎると批判が上がっております。アメリカにはスリーミニッツリポートという危機管理の基本があり、大きな災害や事故が発生した場合、大統領に3分以内に報告しなければならないと規定されております。これ1つとっても、日本とアメリカの危機管理に対する意識の違いがわかったかと思えます。その後、カリフォルニア州兵1万人が1時間ほどで出動、1時間半後には全米から陸海空、海兵隊、消防、医師などロサンゼルスに向けて出発を始めたとあります。単純な比較はよくありませんが、阪神・淡路大震災の死者は6,434人に対して、ノースリッジ大地震は61名だったとあります。これは、危機に対するシステムの構築と強力なリーダーシップの差ではないかと思えます。

そこで、市長にお尋ねいたします。先月日本海にミサイルが何発か落ちたと聞いております。昨年度は我々の頭上を飛び越えて太平洋に落ちたと。これが万が一間違っつがる市内に落ちた場合、あたり一面が火の海、そして死傷者が多数と、こういう場合、県の指示を待つのか国の指示を待つのか、そうしているうちに助かる命も助けられなくなる場合もありますので、この辺の判断は市長はどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思えます。

それから、もう一点です。つがる市地域防災計画、これいただいております。これは全議員がいただいているはずですが、これにつがる市には基地があります。基地があるのに、この本には風水害、地震編しか載っていません。仮に外国から攻められてきた場合の対策というか、そのマニュアルというか、それをつくっておくべきではないかと私は思えます。何しろXバンドという基地があるのですから。その辺はどう考えているのか。

そして、それに関連して、この間京都府の知事がXバンドを見に来たと聞いているわけなのですが、恐らく軍事機密もあって言えない部分もあるでしょうけれども、どのような内容の話になったものか、この3点についてお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（山本清秋君） 福島市長。

○市長（福島弘芳君） ミサイル、飛んでこなければ一番いいのですけれども、来た場合と、これを想定しての質問かと思えますけれども、もちろん今言いましたように火災やなんか発生すれば、これは消防団が主体になると思えますけれども、そのほか命にかかわることやなんかであれば、やはり議員が言いましたように、あくまでもこれは災害起きて、自衛隊の派遣とか要請するのであれば知事に、県にその要請依頼をするわけですが、とりあえずは私はまず最初、基地があります

から、車力の分屯地でありますので、その司令と話をし、知事さんのほうには二の次でも、やはりそっこのほうに先にやらなければいけないのではないかなというふうに思います。

それから、京都の知事が来ましたが、そのときの話の内容は設置に至るまでの経緯、それを聞かれたぐらいで、あと軍事秘密とかそういうものは一切ございません。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） 議員の質問でございます、あたり一面火災と、そして死傷者多数というような状況に至った場合、どのような形になるのかということでございますけれども、まず1つは、例えば極端に言いますと弾道ミサイルが飛んできたというような場合でございます。当然火災とか死傷者が予想はされるのでございますけれども、まず1つには弾道ミサイルは核とか生物化学兵器、その辺のところもきちっと把握して処理に当たる必要があるのではないかとというふうに考えます。そういうことから、やはり国とか県の情報をいち早く察知して、情報交換しながら、それにどういうふうに当たればいいのかというようなことを的確に進めるのが最善の策ではないかとというふうに思っております。

特にこの質問にもありました、基地があるのに対策が必要なのではないかというようなことでございます。このようなケースは、武力攻撃というようなことに位置づけされるわけでございます。これについては、つがる市の国民保護計画、こちらのほうで対応するように定めております。この計画を簡単に申しますと、着上陸侵攻、それからゲリラや特殊部隊による攻撃、そして弾道ミサイルの攻撃、航空攻撃、これら4つを主に想定したもので、その対象について定めたものでございます。昨年度若干変更かけておまして、今年度においてまた資料編もそろえながら皆様のほうに配付をして周知をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

それから、京丹後市の若干補足でございます。ことしの3月に京丹後市に2基目のXバンドレーダーが配備候補ということで、報道機関から全国に報道されたというケースがあったわけで、本市のほうに何回か視察に訪れております。その第1陣が3月25日に、京丹後市の市長さんと市民の方20名がまず来られました。そして、車力地区の市民の方と一緒に懇談をしたということでございます。その次に、4月の11日に京丹後市の議会議員11名が同じように視察に訪れております。そして、4月の17日に京都府の知事と京都府の議会議長さんが来られて、いずれもXバンドレーダーを視察し、そしてまた関係者の住宅を視察して、市長とも懇談して帰ったというような経過でございました。

以上で終わります。

○議長（山本清秋君） 以上で三上洋議員の質問を終わります。

◇ 伊 藤 良 二 君

○議長（山本清秋君） 第8席、21番、伊藤良二議員の質問を許します。

伊藤議員。

[21番 伊藤良二君登壇]

○21番（伊藤良二君） それでは、改めておはようございます。第8席の芳政会、伊藤良二でございます。早速質問に入らせていただきます。

今つがる市の政治社会問題の最大のテーマは、人口減少化、少子化ということだと思います。その中で福島市長はがん検診の充実、子供医療費の無償化、市営住宅の整備など着々と手を打ってきているわけですが、市の基幹産業である農業に関しては早くから農産物8品目のブランド化に取り組んできたわけですが、私は市長の方向性などはびしっと間違いがないとは思いますが、しかし、この農産物ブランド化に取り組む市長のブランド化にかかる予算が少し少な過ぎるように思われるがどうか、市長のかたい決意を伺いたいと思います。

次に、市の財政状況について、市の公債残高は少し多くないか。一般会計で先般公債残高三百五十数億、特別会計で108億など、計公債残高累積四百六十数億で、合併のときよりは少なくなっておりますけれども、つがる市の現在の財政規模から見て公債残高が少し多いのではないかと思われますが、財政部局、理事者からご意見を伺いたいと思います。

次に、中核病院についてでございます。つがる市総合病院という名前になっておりますけれども、この建設計画は来春に向けて順調なのかどうか、おくれなどはないのかどうか伺いたいと思います。

中核病院の2番目について、各診療科の体制は決まってきたのか、また科目などはどうなっているのか。当初この計画について、この西北五地域においても心臓外科、脳外科など設置して、弘前、青森などにも運ばれなくても1次的な治療はできるような病院をつくるのだということでございますけれども、それはどうなっているのか伺いたいと思います。

4番目に、つがる診療所について医者の人員の体制は固まってきたのかどうか。今ある病院の旧成人病センターでございますけれども、いつごろまで入院患者を受け入れるのか、来年の春にはなくなることはなっているのですけれども、入院患者はいつごろまで受け入れていくのか伺いたいと思います。それから、薬局はどうなるのか、院外薬局ということですが、どの辺の場所にできるのか、決まっているのか伺いたいと思います。

5番目に、図書館建設構想についてでございますけれども、聞くところによりますと全国で市で図書館がないのは13市だけということで、青森県では黒石とつがる市、これに関して建設に向けたプログラムを教育委員会は持っておられるのかどうかお伺いしたいと思います。

最後に6番目、風力発電についてお伺いいたします。持続可能な自然エネルギーとして太陽光発電と並んで風力発電があるわけですが、現在つがる市屏風山地帯で行う計画である風力発電、その規模や会社などはどうなっているのか、また建設場所は決まってきたのかどうか、また説明会など行われたようでございますけれども、地元の反応はどうか、また環境問題など

を含めてまず伺いたいと思います。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（山本清秋君） 答弁を求めます。

福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長（福島弘芳君） 伊藤議員の質問にお答えいたします。

第1点目の人口減少の質問でございますけれども、やはりつがる市は基幹産業は農業でございます。今後迎える人口減少社会に対し、農業を取り巻く環境は年々厳しいものがございます。最近では先が見えないTPP問題に始まり、農家戸数の農業人口の減少、労働力の高齢化など社会的な課題が多く見られます。その中で農業所得向上につなげるため、農産物のブランド化、ひいては地域ブランドを目指しているところでございますが、ブランド化とは生産者が良質な農産物を栽培することによりまして、出荷団体とともに市場に安心、安全な農産物をアピールし、全国の消費者に認められることというふうに思います。今後も行政が包括的に支援する役割を担うことによりまして、つがる市全体が明るく豊かになることを願い、取り組みを着実に進めていきたいというふうに思います。

ブランドに対しての予算が少な過ぎるというご指摘でございますけれども、その年によりましてブランド、いいものを売り込むというようなこと、毎年同じではなくさまざまな形でPRの方法とありますので、そのときの予算が大きくなるときもあるし、少なくなるというような年もある、それが今現在の実態でございます。

それから、中核病院でございますけれども、おくれていないのかというご指摘でございますけれども、当初基本計画によりまして工程では9月までの工期ということでしたが、東日本の大震災などの影響によりまして、なかなか型枠大工さんとかそういうのがいなくて、少しずれ込んでおりましたが、本年の12月上旬に完成するというふうに聞いております。なお、広域連合の説明でございますけれども、5月20日現在で工期の進捗率は49%ということでございます。これからのスケジュールといたしましては、12月から3月にかけて医療機器の搬入などを行いまして、平成26年4月1日に中核病院が完成する予定というふうになってございます。

それから、診療科目の体制は決まってきたのかというようなご質問でございますけれども、現在まだ全体像は確定していないものの、内科、外科、小児科、整形外科、放射線など、全部で20科目の診療科目で調整中であるというようなお話でございます。そして、脳外科、心臓外科の設置の見込みについてというような質問もありましたけれども、中核病院では脳神経外科と心臓血管外科としてそれぞれ県に科目を申請しているとのこと。また、それらにつきましても広域連合から弘前大学附属病院や青森県に対して医師の配属を要望しているというようなことでございます。

それから、つがる市の診療所でございますけれども、一番最初、当初の診療計画では常勤医師1

名と、非常勤医師が常勤換算でまいりますと0.9名の、合計で1.9名とされていましたが、現在広域連合では住民がより安心して治療を受けられるようにと、弘前大学大学院医学研究科の各講座より派遣をいただき、複数の常勤医師と非常勤医師の体制で日々の診療を行えるように進めたいとのごとでございませう。つがる市といたしましても今後広域連合との連携をしまして、市民に良質な医療サービスを提供できるよう働きかけていきたいというふうにも思っております。

それから、薬局の質問ありましたけれども、これはつがる診療所でございますけれども、全て院外薬局となります。

以上です。ほかの質問は各担当のほうから答弁をさせます。

○議長（山本清秋君） 倉光財政部長。

○財政部長（倉光弘昭君） 伊藤議員の（2）番目の質問でございます市の財政状況についてということでございます。

議員ご指摘のとおり、平成25年度末の見込みでは一般会計で地方債の残高は約356億円、そのとおりでございます。特別会計で約108億円、合わせて464億円程度になると、そういうふうに見込んでございます。ご質問、公債残高が少し多いのではないかとございませうけれども、当市では合併以来、各種必要に迫られてやらなければいけない事業、これを極力起債の元利償還に交付税の算入が見込まれる過疎債、合併特例債を充ててきてございます。昨年の9月の定例議会でも報告してございませうけれども、財政の指標でございますけれども、健全化判断比率では実質公債費比率は16.3%、起債の残高が絡みます率として将来負担比率、これが168.9%という結果になってございませう。これは平成23年度分でございますけれども、いずれも早期健全化ビジョンを下回っているという状況になってございませう。その年々の財政指標が基準以下であるからいいというふうには考えてございませうで、中期あるいは長期の展望を立てて、それ以降の指標もにらみながら財政の運営をしていきたいと、そういうふうにごとでございませう。加えて、合併の一本算定が始まる27年度以降の特殊事情もございませうので、それに対応するために各年度、今まででございますけれども、税収のアップのための手段でありますとか基金の確保、これに全力を注いできた経緯がございます。このような財政規律にのっとりながら基準に触れることのないような財政の運営をしていきたいと、そういうふうにごとでございませう。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 野呂教育部長。

○教育委員会部長（野呂金弘君） それでは、伊藤議員の5番目のご質問でございます図書館の建設構想について、教育委員会の考えはどうかということについてお答えいたします。

図書館の建設につきましては、これまでも幾度かご質問があったわけでございます。市民のニーズも非常に高いものというふうにごとでございませう。今年度当初予算におきまして、公民館でありますけれども、公民館の基本構想を策定するための委託料として予算を計上しまして、承認いた

だいております。この中で公民館の建設構想に加えまして、図書館機能を付設した形で複合施設での検討を依頼していきたいというふうに考えているところです。その契約が完了後、成果品は今年10月末ごろをめどに納品していただきまして、その後その構想案の内容を教育委員会内で検討しながら、公民館、そして図書館の整備計画を具体化していきたいというふうに考えているところであります。計画に向け動き始めたというように理解していただければと思います。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） それでは、6番目の風力発電についてという質問にお答えをいたします。

規模や会社はどうなっているのかというご質問でございます。現在稼働している風力発電は、通称メロンロード沿線に建設されました1基でございます。これは西津軽風力発電株式会社で、事業元は東京都でございます。発電規模は1,990キロワットでございます。このほか、市が現時点で把握している風力発電事業計画は6つほどございます。中でも55基の風車設置を予定しているのがグリーンパワーつがるでございます。発電規模は12万6,500キロワットとなっております。そのほか、洋上に建設する計画を含めまして5つ程度の参入が計画されており、合わせて33基、7万5,000キロワットの発電規模というふうな形になっております。

次に、建設場所は決まっているのかということでございますけれども、建設場所については現時点でははっきりとした地番等を示す事業者はなく、メロンロード沿いの大まかな範囲となっております。北側は十三湖の周辺から鱒ヶ沢の周辺までという全域にわたっております。事業者からは、随時進捗状況を報告いただくこととなっておりますので、今後の事業の展開に注視していきたいというふうに考えております。

そしてまた、地元の対応、反応はどうかということでもありますけれども、事業者はそれぞれ建設予定地周辺の関係団体や集落に出向いて説明をしているようでございます。その中で、一部の地区より風車から集落までの距離を一定程度保っていただきたいということや、健康に対する影響に関しての不安の払拭について事業者の丁寧な説明が欲しいという意見があることは承知しているところでございます。つがる市といたしましても事業者に対して、地元住民の合意形成について特に意を用いていただくよう指導しているというような状況でございます。そのほかにも、環境問題についてということも意見がございました。環境問題については、平成24年の10月に環境影響評価法施行令の一部の改正が行われまして、風力発電所の設置または変更の工事事業が環境影響評価法の対象とされたという経過がございまして、その後ある企業から経済産業省のほうに報告を出したところ、その報告をもとに青森県のほうにまた意見を伺うわけでございますけれども、その内容を見ますと非常に厳しい内容になっているというのが現実でございます。専門家の意見をもっと聞いて、再調査をしてくださというふうな中身になっているというような状況でございます。

以上であります。

○議長（山本清秋君） 伊藤議員。

○21番（伊藤良二君） それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

農産物のブランド化についてでございますけれども、福島市長は根気強く木造時代からメロンなどブランド化、進めてきているわけでございますけれども、政治は結果責任でありますので、結果、成果が問われます。ぶれずに農産物のブランド化に集中して、地域の基盤産業を守っていただきたいと思えます。7月末よりTPPの交渉が始まるようで、農家の皆さんの不安を払拭し、安心のために、また所得の向上のために8品目のブランド化の推進を市民にますます強く、市長はこれからいろんなところでアピールする必要があると思えますが、市長のお考えをお聞きしたいと思えます。

次に、財政に関して。将来負担比率、先ほど倉光財政部長から169という将来負担率の数字をいただきましたけれども、また実質公債費比率が169ということですが、これから交付金がだんだん減っていくわけでございますけれども、それにあわせてこの比率も少しずつ落としていかななくてはいけないと思えますけれども、その対策を考えているのか伺いたいと思えます。

4番目のつがる診療所についてでございますけれども、地域の安心、安全のために、今成人病センターに通ってきた患者さんたちのお話を聞きますと、誰が常勤の医者として残ってくれるのか、できればあの人になっていただければいいなという声がよく聞かれます。全く知らない先生が来られるよりも、何ぼか今まで顔なじみの先生で、信頼のある先生が置かれれば一番地域の人にしてみれば安心だと思いますけれども、その辺市長からその見通しをお伺いしたいと思えます。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（山本清秋君） 福島市長。

○市長（福島弘芳君） 成人病センターの医師のことでございますけれども、議員が言われるように今までの主治医と申しましょうか、診てもらっている先生方、何回もそうしてお世話になっていれば親しみやすさとかそういうものもありまして、確かにそういう声は私も聞いたこと何件かございます。また、患者さんもわかっている先生に診てもらおうというようなことになれば心強いものがあるというふうに思います。このドクターの配置につきましては弘前大学の医局の人事にかかわることですので、本市としては市民の声がありますことを強く連合のほうを経由してお願いしていきたいというふうに思いますし、また今現在副院長と申しましょうか、院長代理の岩村先生もまた大分心配して下さって、そういうような方向でいっているのではないかなと、またもちろん看護師さんのほうもそうですし、検査する技師の問題にしてもそういうようなお願いをしていきたいというふうに考えてございます。

それから、ブランドの質問でございますけれども、確かに7月、TPPの会議あるようですが、内容はまだはっきりしてございませんので、今ここでどうだこうだとまだ言えないような状況でございます。

以上です。

○議長（山本清秋君） 倉光財政部長。

○財政部長（倉光弘昭君） 伊藤議員の2回目のご質問でございますけれども、将来に向けて今の指標の率を下げる手だてを考えているのかということでございます。財政部としては当然中期、いわゆる5年スパンですけれども、それから長期、向こう10年のスパンで、両方の計画を立ててございます。1回目の答弁でも申し上げましたけれども、平成27年度から合併の算定がえが終わって、一本算定に入ると、もうこれは合併のときの約束でございますので、国は必ず実行するだろうというふうに考えてございます。その影響額が何回も申し上げましたけれども、大体24億と、1回にやるとすれば、ただ激変緩和で5年間でもって24億を下げていくと。単純に5年間ですと、五五、二十五の年間約5億ベースになるのですけれども、そこは単純に5分の1にはしないということで国も通知してございます。その影響額がとにかく24億と。27年から5年ですから、31年度には交付税が24億下がるということでございます。この影響もさることながら、再編交付金、これも28年度で終了します。それから、大きな財源としましては原燃の交付金、これも25年度で一応終了します。その後引き続き手当てするのかどうかはこれからの結果次第ですけれども、大きな財源がなくなるということで、後年度に、後々に大きな財源がなくなるということを感じてございます。

そこで、実質公債費比率でございますけれども、実質公債費比率は年度年度の借金の返済額がある一定の率以上になると危ない団体ですよというレッテル張られるわけですけれども、その率は細かく申しますけれども、これが実質公債費比率と。ということは、実質公債費比率は各年度で払う返済額を減らすしか、これは下げる手だてがございません。それをどうやって、例えば5年あるいは10年のスパンで、財政がシミュレーションしたときにどうやって下げるのかというと、これは繰上償還の一手しかございません。例えば5年後に危ないとなれば、その3年ぐらい前から率の高い借入れを前もって返すと、その財源は基金しかございません。そういうことで、合併振興基金も28億ございますけれども、そういうときのために国は合併したときに使いなさいということで基金にさせているわけでございますけれども、実質公債費比率で申しますと、とにかく5年あるいは10年で先を見据えて計画的に繰上償還をすると、そういうふうと考えてございます。

2点目の将来負担比率でございますけれども、この将来負担比率は一般会計のみならず全会計、いわゆるつがる市の全会計の今ある借金の残高が後年度以降どう影響を及ぼすかという指標でございまして、この将来負担比率は今申し上げましたとおり残高が問題になるのでございますから、当然借金の残高を減らすという方策をとるしかございません。借金を減らすのは、さっき申し上げました前もって繰上償還すると、それと年度年度の借入れをセーブするという事しかないと考えてございます。毎年度返すお金と借入れするお金、返すお金よりも借りるお金のほうを少なくするような予算、いわゆるプライマリーバランスになるのですけれども、そういう予算の編成はしていかざるを得ないと考えてございますけれども、それもさることながら、将来の借金を減らすため

には、残高を減らすためにはやはり事業の厳選をするということになろうかと思えます。いっぱいある事業の中で優先順位をつけて、各年度の影響額を見ながら、この事業はこの年度から始めましょう、この事業はこの年度から始めましょうというふうに計画的かつ事業の厳選、中にはこれは非常に影響が大きいので諦めてくださいとか、そういう話にもなろうかと思えますけれども、したがってそういう事業の厳選をするしかない、というふうに考えてございます。いずれにしても、5年あるいは10年のスパンで先々の財政の姿を見きわめながら手段を講じていきたい、というふうに考えてございます。

以上です。

○議長（山本清秋君） 伊藤議員。

○21番（伊藤良二君） なる説明いただきまして、ありがとうございます。ただ、公債費比率も計算どおりいきませんが、できれば何とか15%を維持し、将来負担比率も150%を切るようなところを何とか目指してもらいたいと思います。

ちなみに、今何でもパソコンを打つというんな統計とか数字が出てきますけれども、パソコンで見ると将来負担比率、全国ランキングだと、わかりやすいからこういう数字を言うのですけれども、つがる市は101番ということになっています。あくまでも101番というのは下から101番ですから、全国で1,700ある自治体の中、その中の市の部分で101番ということです。ただ、私は重々部長が説明した、確かに464億起債残高はあるけれども、なるべく一生懸命努力して、過疎債とか合併特例債などを使って、7割は国から補填されるような補助金を多く対応しているという中身も存じ上げておりますけれども、それにしても残高が大きいと苦しむのではないかなと心配して聞いてみたわけでございます。

倉光財務部長、私の記憶では、あなたは木造の財政課の最後の課長でしたよね。予算も編成して、当時福島町長とはタッグを組んで予算を組んだメンバーなわけで、ある程度財政のエキスパートとして、私は厳しい中でも安心していただけるわけですが、これから先ほど説明ありましたように、財政は人口も減っていきますので、交付金は年々減ることはあってもふえていく可能性がないような気がしますので、残高は同じでも収入が減ってくると負担になっていくという悪循環のところにならないように、今から手を打っていくという形で、私は財政に関しては緊縮財政も余り好きでないですし、こういう農村地帯で積極財政もちょっと危険だなと思っています。市長がよく言われる健全財政でいくのが一番いいと思います。持続可能な財政という言葉が最近はやっていますが、これは地方でも同じだと思います。コンパクトな財政、安心できる財政でいていただきたいと思っています。

最後に、基金の数、金額がまだ少し足りないような、一生懸命努力して積み上げてきたのはわかるのですが、今後のことを考えると基金もちょっと足りないのではないかなという感じがしますが、その辺と、参考につがる市の現在のラスパイレス、まだ本予算議会に出ていないみた

いな感じするのですけれども、今県内でも各自治体職員の給与の引き下げ、議題に上っているところが多いわけですから、それも含めてラスパイレスに関してちょっとお聞きしたいと思います。最後これで終わります。

○議長（山本清秋君） 倉光財政部長。

○財政部長（倉光弘昭君） 3回目のご質問でございますけれども、実質公債費比率と、あるいは将来負担比率下げするためには返すお金を減らす、あるいは借りるお金を減らすというふうに申しあげましたけれども、議員おっしゃられるとおり、率の算定の式ですけれども、分母が標準財政規模というふうになってございますけれども、その額が普通交付税減らされると減っていくということは、今まで15%であったものが分母減らされますので、途端に率が1%、2%は上がると、そういう危険性は持っております。くしくもきょうの新聞で骨太の素案ということで、前の骨太の方針と同じようなやり方で、地方交付税あるいは社会保障費、これも聖域とはみなさないということで、これから減らしますよというふうに政府が閣議決定してございます。これもこれからの率の算定には非常に絡んできてございますので、その辺も見きわめて、それに対処できるような財政の運営であるとか予算の調整であるとか、基金の残高の確保とかいろいろな手だてを講じて、間違っても再建団体になるような団体にはしないように運営していきたいと、そういうふうに考えてございます。

それから、ラスパイレスの話ですけれども、国家公務員が7.8%の減額をしたこととして、国家公務員に対して地方公務員の給与水準が幾らかと。7.8%減額して100とした場合に、当つがる市は102.8というふうな報告を受けてございます。2.8%ほど国家公務員よりも今高いということになってございます。国のほうでは、政府のほうではその2.8%については、議員もご承知のとおりだと思いますけれども、地方交付税でちょっといじりますよというふうにもう通知が来てございます。影響額については申し上げませんが、いずれにしてもその分交付税の算定から引かれると、合計額から引かれるというふうになってございます。

それから、3点目の基金の残高でございますけれども、今の定例会に第9号ですか、補正予算上がってございますけれども、そこでも財政調整基金あるいは減債基金の積み立てを計上して、議員の皆様の承認をいただきたいと思っておりますけれども、それを加味してでございます。3月の専決を入れてでございますけれども、財政調整基金で約16億5,800万の残高になるということでございます。減債基金が14億6,800万、それからこのほかの今現在保有している特定目的基金、ある目的のためにとっておいている基金でございますけれども、その合計が37億7,000万ということになってございます。合わせて一般会計合計では約69億の全基金を合わせると保有しているというふうになってございます。特定目的基金については、ある事業のためだけにしか基金は崩せませんので、要は財政調整基金と減債基金、この2つの残高でもって、議員が指摘なさいましたこれから交付税が下がる、減じられる、そのために使用していかなければいけないと、そういうふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 以上で伊藤良二議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終結します。

◎総括質疑

○議長（山本清秋君） 日程第2、報告第2号から報告第12号まで及び議案第52号から議案第61号まで並びに諮問第1号までの計22件を一括議題とします。

提出議案に対する総括質疑は通告がございません。

◎予算特別委員会の設置

○議長（山本清秋君） この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、報告第2号から報告第7号まで並びに議案第55号から議案第58号までの予算関係10件については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、ただいま設置されました予算特別委員会を本日本会議終了後、この議場に招集いたします。

◎議案等委員会付託

○議長（山本清秋君） 次に、ただいま予算特別委員会へ付託した議案を除く各議案につきましては、お手元に配付のとおり各常任委員会に付託いたします。

◎請願の件

○議長（山本清秋君） 日程第5、請願、陳情の件、請願第2号を上程し、お手元に配付の付託表のとおり所管の常任委員会へ付託します。

◎散会の宣告

○議長（山本清秋君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日から16日までの間は、委員会開催等のため、本会議は休会でございます。来る6月17日は、午前10時に会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

（午前11時19分）

第 4 号

平成 2 5 年 6 月 1 7 日 (月曜日)

平成25年第2回つがる市議会定例会会議録

議事日程（第4号）

平成25年 6月17日（月曜日）午前10時開議

1 開議宣告

1 議事日程

日程第1 予算特別委員長審査報告、討論、採決

「報告第2号」～「報告第7号」

「議案第55号」～「議案第58号」

日程第2 総務常任委員長審査報告、討論、採決

「報告第8号」～「報告第10号」

「報告第12号」

「議案第54号」

「議案第60号」～「議案第61号」

日程第3 教育民生常任委員長審査報告、討論、採決

「報告第11号」

「議案第52号」

日程第4 建設常任委員長審査報告、討論、採決

「請願第2号」

日程第5 議案第53号 つがる市空き家等の適正管理に関する条例案

日程第6 議案第59号 筒木坂財産区管理委員の選任につき同意を求めるの件

日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7

追加日程第1 議案第62号 つがる市職員の給与の臨時特例に関する条例案

出席議員（23名）

1番	成田昭司	2番	佐々木敬藏	3番	松橋博秋
4番	長谷川榮子	5番	成田博	6番	木村良博
7番	佐藤孝志	8番	長谷川徹	9番	三上洋
10番	野呂司	11番	天坂昭市	12番	成田克子
13番	小笠原忍	14番	村上秀徳	15番	佐々木直光
16番	佐々木慶和	18番	齊藤進	19番	齊藤幸洋
20番	山本清秋	21番	伊藤良二	22番	松橋勝利
23番	白戸勝茂	24番	高橋作藏		

欠席議員（1名）

17番 平川 豊

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	福 島 弘 芳
副 市 長	佐 藤 昭 三
教 育 長	葛 西 岷 輔
総 務 部 長	山 口 修 一
財 政 部 長	倉 光 弘 昭
民 生 部 長	鎌 田 常 芳
福 祉 部 長	境 宏
経 済 部 長	成 田 一 司
建 設 部 長	相 馬 英 紀
会 計 管 理 者	川 嶋 久 利
総 務 部 次 長	柳 生 敏 雄
財 政 部 次 長	三 上 保 男
民 生 部 次 長	三 上 秀 敏
福 祉 部 次 長	葛 西 彰 憲
経 済 部 次 長	佐々木 錦 司
建 設 部 次 長	新 岡 秀 行
教育委員会委員長	成 田 悦 雄
選挙管理委員会委員長	成 田 照 男
農業委員会会長	山 本 康 樹
監 査 委 員	長谷川 勝 則
教育委員会部長	野 呂 金 弘
選挙管理委員会事務局長	田 村 文 英
農業委員会事務局長	高 橋 寿
監査委員事務局長	三 上 修 司
消 防 長	小 野 裕
稲垣出張所長	成 田 柳 二
車力出張所長	工 藤 輝 美

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局 長	小林 忠
事務局 次長	佐藤 廣文
総務係 長	三上 眞理子
議事係 長	葛西 隆志

◎開議宣告

○議長（山本清秋君） ただいまの出席議員数は23名であります。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎予算特別委員長審査報告、討論、採決

○議長（山本清秋君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、報告第2号から報告第7号まで並びに議案第55号から議案第58号までの計10件を一括議題といたします。

予算特別委員長の審査報告を求めます。

野呂予算特別委員長。

〔予算特別委員長 野呂 司君登壇〕

○予算特別委員長（野呂 司君） おはようございます。予算特別委員会に審査の付託を受けた議案の審査の経過及び結果についてご報告いたします。

去る6月7日の本会議において、予算特別委員会が設置され、報告6件、平成25年度各会計補正予算案4件、計10件の議案について審査の付託を受けました。

本委員会は、6月10日に予算案等の内容審査を行いました。審査の詳細な経過につきましては、議員全員で構成された予算特別委員会でありますので、省略させていただきます。

なお、緊急雇用創出対策事業については、減額補正の理由、また病後児保育事業委託にかかわる受け入れ態勢等について及び社会福祉協議会への補助金については助成に至った経緯等について審議されました。

付託された議案については、いずれも計数的に正確であり、内容も適正であると認め、報告6件、補正予算案4件、計10件について全会一致により承認及び原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で予算特別委員会の審査のご報告といたします。

○議長（山本清秋君） 委員長報告が終わりましたが、委員長報告に対する質疑は省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認め、質疑を省略いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。ただいまの各案件については委員長報告のとおりそれぞれ承認及び原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

◎総務常任委員長審査報告、討論、採決

○議長（山本清秋君） 日程第2、報告第8号から報告第10号まで及び報告第12号並びに議案第54号、議案第60号、議案第61号を議題といたします。

総務常任委員長の審査報告を求めます。

野呂総務常任委員長。

〔総務常任委員長 野呂 司君登壇〕

○総務常任委員長（野呂 司君） ただいまから総務常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、6月12日に開催し、付託された報告4件、議案3件について、執行部より詳細な説明の聴取を行い、慎重に審査いたしました。

審査の過程において議論された主なものをご報告いたします。つがる市税条例の一部を改正する条例について、市民に関係する部分もあるので、いつごろ市民に公表、PRするのかという質疑に、可決後速やかに広報紙等でPRしていきたいとの答弁がありました。

つがる市職員の修学部分休業に関する条例案については、今までなかったのか、いわゆる義務免とは違うのか、県外の教育施設でも対象となるのか、卒業後の身分及び給与体系はどの質疑に、地方公務員法では定めがあったが、今まで事例がなかったため条例化はしていない。しかし、職員より教育施設で専門の知識を深めたいとの申し出があり、今回提案したものである。義務免は、短期間に限ったものについて認定しているもので、今回の条例ではある一定の期間の修学を想定したものである。部分休業にかかわる規定の時間を超えない範囲内であれば、県外の教育施設でも可能である。卒業後は、資格取得に見合った給与となるとの答弁がありました。

以上のとおり、慎重に審査した結果、報告4件、議案3件については全会一致により承認及び原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって本委員会の報告を終わります。

○議長（山本清秋君） 委員長報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認め、質疑を省略いたします。
これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） 討論なしと認めます。
これより採決します。

お諮りいたします。ただいまの案件については委員長報告のとおりそれぞれ承認及び原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。
よって、委員長報告のとおり決しました。

◎教育民生常任委員長審査報告、討論、採決

○議長（山本清秋君） 日程第3、報告第11号及び議案第52号を議題といたします。
教育民生常任委員長の審査報告を求めます。

村上教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 村上秀徳君登壇〕

○教育民生常任委員長（村上秀徳君） おはようございます。ただいまから教育民生常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、6月12日に開催し、本会議より付託されました報告1件、条例案1件の計2件について、執行部より詳細な説明等の聴取を行い、慎重に審査いたしました。

審査の過程において議論された主なものをご報告いたします。つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、具体的な改正内容はどの質疑に対し、国民健康保険税の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行することに伴う軽減措置を恒久化する、また特定世帯の世帯割については平等割を、5年目までは2分の1を軽減、特定継続世帯には6年目から8年目まで4分の1を軽減するという内容であるとの答弁がありました。

つがる市立養護老人ホーム条例の一部を改正する条例案について、指定管理者制度を行うことによる市の財政状況へのメリットはどの質疑に対し、早急に財政負担が軽減になるものではないが、人件費等、将来的には負担が減るものと思われるとの答弁があり、その時期及び要件についてはどの質疑に対し、26年4月をめどに行いたい。また、要件は、議決後に決定されるものであるが、市内の社会福祉法人を予定しているとの答弁がありました。また、現在の職員の身分はどの質疑に対して、そのまま市職員として身分を保障するとの答弁がありました。

以上のとおり慎重に審査した結果、報告1件、条例案1件については全会一致により承認及び原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会の報告を終わります。

- 議長（山本清秋君） 委員長報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（山本清秋君） ご異議なしと認め、質疑を省略いたします。
これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（山本清秋君） 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りいたします。ただいまの案件については委員長報告のとおり承認及び原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

◎建設常任委員長審査報告、討論、採決

- 議長（山本清秋君） 日程第4、請願第1号を議題といたします。

建設常任委員長の審査報告を求めます。

木村建設常任委員長。

〔建設常任委員長 木村良博君登壇〕

- 建設常任委員長（木村良博君） おはようございます。それでは、建設常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、6月13日に開催し、本会議より付託されました請願第2号 市道への認定に関する請願書について、執行部等より詳細な説明の聴取及び現地視察を行い、慎重に審査しました。

審査の過程において議論された主なものをご報告いたします。道路などの寄附採納を受ける規定はあるのかとの質疑に対し、現在は規定はないが、寄附採納の最低条件として境界をはっきり決めもらうこと、幅員6メートルを確保してもらうこと、側溝の整備などが必要となるであろうとの答弁がありました。

また、市として寄附採納の規定をつくってから対応すべき、現場を見た限り、交通量は多くないと思われるので、今後も調査するべきではないのかなどの意見が出され、本請願については閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上、本委員会の報告を終わります。

- 議長（山本清秋君） 委員長報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略することにご異

議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認め、質疑を省略いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りいたします。ただいまの案件については委員長報告のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

◎議案第53号の説明、質疑、討論、採決

○議長（山本清秋君） 日程第5、議案第53号 つがる市空き家等の適正管理に関する条例案を議題といたします。

説明を求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） おはようございます。それでは、議案第53号についてご説明させていただきます。

議案第53号 つがる市空き家等の適正管理に関する条例案。つがる市空き家等の適正管理に関する条例を次のように定める。平成25年6月3日提出、つがる市長。

提案理由でございます。つがる市内に所在する空き家等の適正管理を図るため、所有者の責務、調査、指導等の必要な事項を定めるため、提案するものでございます。

条例の説明に入る前に、新たに条例を制定するに至った経緯について、若干ご説明をいたします。近年管理不十分な状態である空き家等がふえまして、住民の安全、安心にかかわる防災、防犯といった保安上の問題、景観上の問題、衛生にかかわる生活環境への悪影響を及ぼすなど、管理不全の空き家は全国的な社会問題となっております。本市の状況であります。平成21年度、空き家、空き地調査を実施したところ326棟も空き家が確認されており、その後市民からの情報などによりまして平成24年度末では347棟と増加しております。このように、年々空き家等が増加する傾向にありまして、行政としての対応策が求められている状況となっております。今定例会につがる市空き家等の適正管理に関する条例案を提案した次第でございます。

それでは、条例の概要について説明をいたします。1ページをお開きください。第1条では、目

的を定めております。空き家等の管理の適正を図ることで倒壊の事故、犯罪、火災等を未然に防止し、市民の安全、安心な暮らしの実現に寄与することを目的としております。

第2条には、用語の定義を定めております。第1項の空き家等とは、市の区域内に所在する常時無人で1年以上居住しておらず、今後も居住する見込みのない状態にある建築物であると規定しております。

第3項の所有者等とは、民法に規定する空き家等を管理する者としております。

次に、第3条であります。当事者間において問題解決を第一義とすることを明文化したものでございます。

第4条では、所有者等の責務を定めたもので、常に空き家等を適切に管理する責任と義務があることを位置づけたものであります。

第5条は、市民に情報提供を促すことを規定したものでございます。

そして、第6条は、実態を調査できることを規定しております。

第7条は、第6条の実態調査では危険な状態が判断できない場合など、敷地内に入りまして調査することができることを規定したものでございます。

2ページをお開きください。第8条では、空き家が暴風雨や豪雪などにより危険な場合で緊急を要する場合は、所有者の同意を得て危険な状態を回避するために、緊急安全措置をとれるとしたものでございます。

第9条は、危険な状態にある空き家等に必要な措置を講ずるよう所有者に対し、助言や指導を行うことができるとしたものでございます。

第10条は、第9条の助言や指導を行ったにもかかわらず、必要な措置を行わなかった場合、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告できるとしたものでございます。

第11条は、第10条の勧告に基づく必要な措置を期限までに講じないときは、さらに期限を定めて行政処分としては最も重い命令処分を行うことができるとしたものでございます。

第12条は、正当な理由がなく、第11条の命令に従わないときは公表するとしたものでございます。

第16条は、代執行を規定しております。第11条の命令処分、そして第12条の公表を行ったにもかかわらず、これに従わない場合は最終的な手段として行政代執行に基づきまして、代執行を行うことができるとしたものでございます。

このほか、関連機関との連携及び必要な事項は規則で定めていくとしております。

この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（山本清秋君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

村上議員。

○14番（村上秀徳君） 条文の中の第2条の3、所有者等の定義のところですけども、ここに相続放棄者も管理者となるのか、これを確かめたいと思います。

それから、13条の件ですけども、代執行について。所有者が特定できない場合、これは行政のほうで費用の徴収はどうなるかお尋ねします。

○議長（山本清秋君） 山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） まず、1点目の相続放棄者は所有者になるのかというご質問でございますけれども、仮に相続放棄者であっても次の管理者が決まるまでの間は責任があるということが民事で決められておりますので、それまでの間は責任があるということになります。

それから、第13条の所有者が代執行をやる場合でも所有者がいないという場合はどうなるのかということでございますけれども、あらゆる手段を尽くしても所有者が不明だという場合は民事上では何もできないということでございます。

ただ、所有者はわかったけれども、どこにいるかわからないというようなことも考えられます。この場合は、裁判所のほうに公示送達という手法を用いまして手続をしていくというようなこととなります。

以上です。

○議長（山本清秋君） 村上議員。

○14番（村上秀徳君） 相続者が確定するまでということ。相続が確定するまで、被相続者も管理責任があるということですか。いや、ちょっと待ってください。それは、一家の人は、誰も相続する人いなくて、ずっとそのままいけばどうなるのですか。

○議長（山本清秋君） 山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） 相続者がいないで、いつまでたっても決まらないというようなケースも多々あるかとは思いますが、裁判所上の取り扱いですけども、その方が放棄していてもちゃんと裁判所で次の管理人が決まるまでは最終的にその人が責任を負うというのが民事上でございます。

○議長（山本清秋君） 村上議員。

○14番（村上秀徳君） これは、誰も相続者がいなくなって、その土地も家屋も放棄になった場合、これは国有財産になるのでしょうか。国有財産のときは、取り壊しすると、国で費用を出すとか、そういうことにならないのですか。

○議長（山本清秋君） 山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） ちょっと不確実で大変申しわけありませんけれども、従来空き家の場合には所有者たる者がいるわけでございまして、そういう場合その住んでいる方が、次の責任者があるまではどういう状態であっても責任を持つというようなことで解釈をしております。

ただ、国有財産については、ちょっと私もそこまで詳しいことはまだ調べておりませんが、

そのケースの場合は今資料持ち合わせておりませんので、申しわけありません。

○議長（山本清秋君） 村上議員。

○14番（村上秀徳君） 代執行を行った場合、費用が取れなくて残ると、ずっと残っていくわけです。では、今人口が減って空き家がどんどんふえて、そのたびに代執行を行わなければだめだ。これで、また徴収できない費用がどんどん残っていくと、そういうことも考えられるのですが、その場合はどうなるのですか。

○議長（山本清秋君） 山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） 先般松橋勝利議員さんのほうからもご質問があった件でございます。確かに代執行をやると、本人の請求になるわけですがけれども、回収できないというリスクをしようというようなことは現実にあります。しかし、先般もお話ししましたように、大仙市の場合の例をとってお話ししますと、行政代執行した場所が学校のすぐ近くで校舎のほうに屋根の瓦とかが飛んでいくというような状態であったと聞いております。そして、その所有者からは、回収できないだろうというような見込みを立てておりましたけれども、やはり生徒の安全を第一にやらなければいけないというようなことで、そういうようなことから代執行をしたというようなケースを伺っております。回収できないリスクというものは負うわけでございますけれども、やはり公衆、公益上、非常に危険であるというような場合は、行政の判断としては判断をしていかなければいけないのではないかと、それが責務ではないのかというふうには考えております。

○議長（山本清秋君） 松橋議員。

○22番（松橋勝利君） 今村上議員が大分議論しているのだけれども、私も行政代執行に関してのことだけれども、これは私一般質問でも話しているけれども、その状態というのは私前にも住民の方から風強くなれば空き家からトタンが飛んできて、通学している子供に当たってけがした、こういう相談も受けた経緯があって、前にも質問した経緯もあるのだけれども、ただ今議論の中でも結局市民に危害を及ぼすような状態の場所は、これはやっぱり行政としても当然何らかの手を打たなければならない。これは、私は常識だと思うのです。行政というのは、住民がけがをするような状態は、絶対放っておいてはだめなの。だが、それは、まあまあそう滅多にあることではないだろうけれども、そういう状態をきちっと把握して、これはお金は取れないだろうけれども、住民の安全を守る、こういう観点からいけば、これはやっぱり行政でもそのぐらいの覚悟はしなければならない。私は、こういう認識を持っているの。全部何でもかんでも代執行して云々とかの問題でない。そういう危険を及ぼす状態の場所、そういうものはやっぱり行政として当然手を打たなければならない。これは、行政の仕事なの。私は、そういう認識を持っておるのだけれども、これに対して当局の考え方、もう一回。

○議長（山本清秋君） 山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） やはりこれは、条例の目的であります市民の安全を守るというようなこ

とが第1番目の目的としておりますことから、必要な措置を講じていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（山本清秋君） 長谷川議員。

○4番（長谷川榮子君） 先般総務部長さんから4軒該当があるというふうに伺ったのですけれども、道路に面しているとか、そういう説明がありましたけれども、私のお願ひしている物件はもう柱だけで屋根がほとんどなくて、隣のうちとは2メートルも離れていない、雨風の際にはいつ倒れてくるかわからない、本当にびくびくしている、そういう物件があるのです。現地調査もしているはずですが、道路に面していなくても、それこそ今松橋勝利先生がおっしゃっていた命にかかわるような危険な物件があるわけなのですけれども、今回の4軒の中には残念ながら入っていないみたいですが、そういう物件は今後どのように対応されるのでしょうか。命にかかわるような危険な物件に間違いはないと思うのですけれども、現場は把握しているはずですので、お答えいただきたいと思います。

○議長（山本清秋君） 山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） 長谷川議員の申し出ている物件については、ご承知をしております。

ただ、本日この条例を提案しております。所有者も何とか判明するにまでは至っておりますので、今回この条例が可決されたもとには、適切な指導、助言、そして勧告やらで強化してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（山本清秋君） 佐々木議員。

○15番（佐々木直光君） この空き家条例、本当に深刻な問題です。各地で空き家条例、続々設けられています。その分、補助金出しているところ、それから出していないところがあるのですけれども、この条例をつくったことによる効果ですけれども、各地、もしわかっていたら。そうでないと、せっかくつくっても何だか効果がないのだということになれば、つくる必要もなくなってしまうわけですが、その辺伺いたいと思います。

○議長（山本清秋君） 山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） 条例の、まず効果でございます。この条例は、まず市民に対して自分の持ち家等については適正な管理をしてくださいと、これがまず市民の啓蒙を図る一つの目的の大きいところでございます。

そして、その一方、もう一方、適正管理を進めていくための行政の指導的役割として、さらに対策を講じていくと。今先ほど言いましたように、指導、助言から始まりまして、命令、公表、そして代執行までできるのですよということを一つの公益的な条例ではございますけれども、仕事によって非常にしやすくなるというような効果をもたらしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本清秋君） 佐々木議員。

○15番（佐々木直光君） 私もう一つ聞いたのは、各他市町村でも条例つくってありますけれども、そのつくったところのつくったことによる空き家に対する効果です。その辺は、聞いておりますでしょうか。

○議長（山本清秋君） 山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） 他市の効果ということでございますけれども、県内10市、それから西北五近隣の状況でございますけれども、青森市がことしの4月1日からつくっております。そして、弘前市は、26年9月、来年の9月に提案を予定していると。実際つくっているところは、青森市とむつ市、むつ市は25年の2月から条例を施行しております。そして、五所川原市は25年の1月1日から施行しております。近隣では、中泊町のほうではことしの1月1日から、そして深浦町では4月1日からというようなことで、最近極端に言えば、平成25年に入ってからというのがほとんどでございまして、つくったばかりというのが現状でございます。これから効果を出していきたいというのが各市町村の狙いなのではないかというふうに思います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ないようですので、議案第53号の質疑を終わります。

お諮りします。本件については会議規則第37条の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認め、委員会の付託を省略します。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は可決されました。

◎議案第59号の説明、質疑、討論、採決

○議長（山本清秋君） 日程第6、議案第59号 筒木坂財産区管理委員の選任につき同意を求めるのを議題といたします。

説明を求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） それでは、議案第59号についてご説明を申し上げます。

議案第59号 筒木坂財産区管理委員の選任につき同意を求めるの件。筒木坂財産区管理委員に下記の者を選任したいので、筒木坂財産区管理会条例（平成17年つがる市条例第268号）第3条の規定により議会の同意を求める。平成25年6月3日提出、つがる市長。

次に、委員の住所、氏名、生年月日を読み上げます。つがる市木造筒木坂松本94番地2、三橋寛、昭和27年4月15日、つがる市木造筒木坂松本152番地97、対馬博幸、昭和33年1月27日、つがる市木造筒木坂坂本9番地2、三橋美也、昭和36年1月27日、つがる市木造筒木坂松本181番地5、三橋敬正、昭和35年4月24日、つがる市木造筒木坂松本133番地2、三橋泰平、昭和29年12月20日、つがる市木造筒木坂松本179番地1、三橋秀一、昭和26年2月6日、つがる市木造筒木坂松本129番地、三橋勝、昭和28年3月31日。

提案理由でございます。筒木坂財産区管理委員の任期が平成25年6月23日をもって満了となるので、後任の委員の選任について同意を得るため、提案するものでございます。

若干ご説明を申し上げます。筒木坂財産区の管理委員は、7名で組織されております。委員は、財産区の区域内に居住し、財産区の財産等に縁故を有するなど、資格のある住民の中から市長が議会の同意を得て選任するものでございます。

上の表に戻りまして、下から2番目の三橋秀一さんが新任でございます。そのほかの6名は再任でございます。任期は次条の規定によりまして4年間でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本清秋君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ないようですので、議案第59号の質疑を終わります。

お諮りします。本件については会議規則第37条の規定により委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認め、委員会の付託を省略します。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） 討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決します。

本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

◎諮問第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（山本清秋君） 日程第7、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件を議題といたします。

説明を求めます。

鎌田民生部長。

○民生部長（鎌田常芳君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件についてご説明申し上げます。

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。平成25年6月3日提出、つがる市長。

今回推薦する方は、小笠原金美さん、生年月日は昭和22年2月10日、住所はつがる市木造菊川喜久野13番地1、葛西弘和さん、生年月日は昭和29年1月26日、住所はつがる市木造林阿曾沼48番地1、中島谷文隆さん、生年月日は昭和24年5月20日、住所はつがる市稲垣町千年懸河79番地1。

提案理由であります。人権擁護委員の任期が平成25年9月30日をもって満了となることから、後任委員の推薦について意見を求めるため諮問するものです。

2枚目をお開きください。参考ですが、小笠原金美さんの略歴であります。昭和41年、木造高等学校卒業、昭和41年、農業従事、平成16年、木造町人権擁護委員、至る現在、平成21年、株式会社吉田リビング退社。小笠原さんは再任であります。

次に、葛西弘和さん、昭和51年、東海大学工学部卒業、昭和53年、葛西商店、自営業であります。平成8年、鱈ヶ沢町小売酒販組合理事、至る現在、平成10年、木造町商工会理事、平成16年、木造町人権擁護委員、至る現在。葛西さんも再任であります。

そして、中島谷文隆さん、昭和43年、五所川原高等学校卒業、昭和44年、稲垣村農業協同組合勤務、平成16年、つがる市農業協同組合退職、平成23年、つがる市社会福祉協議会評議員、平成25年、つがる市社会福祉協議会監事、至る現在。中島谷さんは新任であります。これまでの黒滝清昭さんが一身上の都合により退任されるということで、中島谷さんを推薦するものであります。

なお、お三方の委嘱予定日は、平成25年10月1日となる予定でして、任期は3年となっております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（山本清秋君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ないようですので、諮問第1号の質疑を終わります。

お諮りします。本件については会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと

と思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認め、委員会の付託を省略します。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） 討論なしと認めます。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件は適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は適任とすることに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（山本清秋君） お諮りします。

お手元に配付の追加議案が提出されております。議案第62号 つがる市職員の給与の臨時特例に関する条例案について、これを日程に追加し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本会議で審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、追加議案を日程に追加し、委員会付託を省略することに決定しました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本清秋君） 追加日程第1、議案第62号 つがる市職員の給与の臨時特例に関する条例案を議題といたします。

説明を求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） 議案第62号のご説明をさせていただきます。

議案第62号 つがる市職員の給与の臨時特例に関する条例案。つがる市職員の給与の臨時特例に関する条例を次のように定める。平成25年6月17日提出、つがる市長。

提案理由でございます。我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、地方公務員の給与の削減を求める国の要請を受け、職員の給与の特例について必要な事項を定めるため提案するものでございます。

まず、今回の条例の制定の主な概要でございますが、まず1つ目は特別職の給料を減額するとす

るものでございます。そして、2つ目としては、職員の給料は国家公務員が減額したことにより、市職員のラスパイレス指数が100を超えまして102.8となったことから、100.0となるように減額するものでございます。このほか、管理職手当の10%削減、それから時間外勤務手当や介護休暇などの時間当たりの単価の減額率を半減させたものを適用するとしたものが内容でございます。

それでは、1ページ目から主な条例についてご説明いたします。まず、第1条には、国の要請に基づきまして平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、職員の給料、その他の給与を減じる措置を講ずるため、特例を定めるものであるというふうに規定しております。

第2条でございますけれども、第2条には、特別職の減額について規定をしております、市長は給料月額から100分の7を、副市長にあつては100分の6を減ずるとしたものでございます。

第3条には、教育長について規定をしております、給料月額から100分の5を減ずるとしたものでございます。

次に、第4条では、職員の給料減額について規定しております。先ほどラスパイレス指数102.8を100.0とするとご説明しましたが、その方法として行政職給料表を基本とし、職務の給与の区分に応じて、それぞれ調整いたしております。

1ページ下段から2ページにまたがります表をごらんください。まず、1ページのほうでございますけれども、行政職給料表でございます。主事、主査級の1、2級を100分の1.8、主に係長、課長補佐級の3級、4級を100分の2.75、主に課長、次長級の5級、6級を100分の2.85、部長級の7級を100分の3.6、それぞれ減額するとしたものでございます。

表にあります2ページにまたがります医療職給料表(1)から、次のページです、2ページの教育職給料表までにつきましては、行政職の減額を基本に不均衡が生じないように、それぞれ調整したものでございます。

次に、第4条第2項第1号には、当該職員の管理職手当の月額を100分の10減ずると規定しております。

第3項、第4項及び第5条から第8条までは、給料を減額されることで影響する事項を規定したものでございます。

この条例は、平成25年7月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長(山本清秋君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(山本清秋君) ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） 討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（山本清秋君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって平成25年第2回つがる市議会定例会を閉会いたします。

（午前10時51分）

会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 山 本 清 秋

署名議員 成 田 博

署名議員 木 村 良 博